

総務教育常任委員会資料

(平成28年5月31日)

【項目】	ページ
1 鳥取県元気づくり総合戦略の改訂（案）について 【とっとり元気戦略課】・・・	1
2 とっとり創生若手タスクフォースの結成について 【とっとり元気戦略課】・・・	9
3 チームHAKUTOとの連携協力に関する協定締結について 【とっとり元気戦略課】・・・	10
4 鳥取県の「教育に関する大綱」（第二編「平成28年度重点取組施策」） に関連する主な事業について 【とっとり元気戦略課】・・・	12
5 第10回関西広域連合協議会並びに第68回及び第69回関西広域連合委員会 の開催結果について 【広域連携課】・・・	28
6 第98回近畿ブロック知事会議の開催結果について【広域連携課】・・・	33
7 平成28年度中国地方知事会第1回知事会議等の開催結果について 【広域連携課】・・・	35
8 平成27年度「県民の声」の受付状況等について【県民課】・・・	66
9 とっとり移住応援メンバーズカードの発行について 【とっとり暮らし支援課・女性活躍推進課】・・・	68
10 鳥取県への移住キャンペーンの実施について 【とっとり暮らし支援課】・・・	69
11 IJUターン6千人・とっとり暮らし推進チーム 第1回会議の開催結果 について 【とっとり暮らし支援課】・・・	70
12 魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム 第1回会議の開催結果 について 【とっとり暮らし支援課】・・・	71
13 とっとりの元気づくり会議（第3回）の開催結果について 【参画協働課】・・・	72
14 第4次鳥取県男女共同参画計画（素案）について 【女性活躍推進課】・・・	74



鳥取県元気づくり総合戦略の改訂（案）について

平成28年5月31日
とっとり元気戦略課

鳥取県元気づくり総合戦略の推進に当たっては、PDCAサイクルによる検証を毎年行いながら推進することとしております。

昨年10月に策定した「総合戦略」について、これまでの取組状況を確認するとともに、国等の新たな動きを踏まえ、改訂案を策定しました。

今後、県議会での御議論を踏まえ、5月定例会後に改訂を行います。

総合戦略の改訂（案）の概要

- 1 既に重要業績評価指数（KPI）を達成した数値目標を上方修正する。
 - ・外国人宿泊客数や鳥取砂丘コナン空港利用客数など7項目
- 2 新たな動きや課題に対応して加速する以下の取組について追加する。
 - 日本財団との共同プロジェクトによる先駆的な取組の強力展開と地方創生推進
 - 国の国立公園満喫プロジェクト及び日本遺産認定への対応、就航予定の米子香港便の活用、外国人観光客宿泊受入態勢整備、山陰広域観光周遊ルートの形成、山陰DMOなど、新たな動きに対応した外国人観光客誘致の取組
 - 政府関係機関地方移転基本方針を踏まえた今後の具体的な展開
 - 保育人材の確保及び部局横断で取り組むこどもの貧困対策
 - 介護人材の確保や働く場における輝く女性支援の取組の充実
 - 地域防災拠点としてのコミュニティ機能
 - 若者の県内定着、Uターン就職の取組の充実

〔参照資料〕

- 1 鳥取県の人口動向（平成27年）資料1
- 2 鳥取県元気づくり総合戦略の改訂について（案）資料2

＜参考＞

県議会での御議論に先立ち、市町村や産業界を始めとする産官学労言からなる「鳥取創生チーム拡大会議」（＝施策検証を行う全県会議）を開催し、総合戦略の改訂（案）を提示するとともに、具体的な取組課題に関して意見交換を行いました。

- 1 日 時 平成28年5月16日（月）午後1時から3時まで
- 2 場 所 ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間
- 3 出席者 産業・労働団体、高等教育機関、金融機関、報道機関、各市町村、各種会議（とっとり創生若者円卓会議、輝く女性活躍加速化とっとり会議、来んさいな住んでみないやとっとり県民会議、地域おこし協力隊）の代表、知事、部局長
- 4 議 題 鳥取県元気づくり総合戦略1年目の取組及び改訂（案）
- 5 主な意見
 - 観光客誘致
 - ・観光分野は、取組に応じた成果が出てきている。（倉吉市、北栄町）
 - 保育士確保・家庭内保育
 - ・保育士の人材確保が課題である。（鳥取市、若桜町、八頭町、日吉津村）
 - ・子育ての選択肢として家庭内保育も進めたい。（湯梨浜町、大山町、伯耆町）
 - ・潜在保育士の再就職に向けた研修等も大学の役割である。（学校法人藤田学院）
 - 移住者向け住まいの確保
 - ・移住希望者が多くなり住まい（空き家）の確保が課題である。（岩美町、八頭町、大山町）
 - 雇用のマッチング
 - ・誘致企業の手確保ができない。（鳥取市、倉吉市）
 - ・誘致企業と学生との間にギャップがあるのではないか。（新日本海新聞社）

鳥取県の人口動向（平成 27 年）

- ▶ 積極的な人口減少対策の結果、最新の県人口（国勢調査人口[速報値]）は国推計、県人口ビジョンにおける目標推計よりも高水準（国推計に比べ 6.5 千人の増）。
- ▶ 出生数は 4 年ぶりに増加に転じ、I J U ターンの受入者数は過去最高を記録(1,943 人[速報値])するなど県外からの転入数は増加傾向。
- ▶ 一方、20 代前半の転出超過の拡大により社会減が拡大。社会減解消に向けて、大学新卒者への積極的な U ターンの働きかけなど戦略的な取組が必要。

1 平成27年国勢調査による人口（速報値）と人口推計値との比較

○国勢調査人口（速報値）は、国推計（国立社会保障人口問題研究所。以下「社人研」）、県人口ビジョンにおける目標推計よりも高水準。

- ▶ 国推計に比べ 6.5 千人の増、目標推計に比べ 2.7 千人の増
- ▶ H22 (2010) 年と比較した減少率は△2.55%で、社人研推計（△3.65%）よりも 1%以上改善

(単位：人)

区分	H22 (2010) 年	H27 (2015) 年	減少率 (H22 年比)
日本創成会議推計	588,667	567,168	△3.65%
国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計 A		567,193	△3.65%
県人口ビジョン 目標推計 B		570,922	△3.01%
H27 国勢調査人口（速報値） C		573,648	△2.55%
(H27 国調人口 C - 社人研推計 A)	—	+6,455	
(H27 国調人口 C - 県目標推計 B)	—	+2,726	

2 自然動態の推移

○出生数が 4 年ぶりに増加 ㉗ 4,628 人 ← ㉖ 4,548 人 +80 人

●死亡数が過去最多 ㉗ 7,266 人 (これまでの最高㉖ 7,240 人)

<自然動態の推移>

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自然増減	▲2,122	▲2,031	▲2,254	▲2,488	▲2,544	▲2,638
出生数	4,793	4,971	4,823	4,752	4,548	4,628
死亡数	6,915	7,002	7,077	7,240	7,092	7,266

<出生数と合計特殊出生率の推移>

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
出生数	4,921	4,880	4,793	4,971	4,823	4,752	4,548	4,628
前年比	▲130	▲41	▲87	+178	▲148	▲71	▲204	+80
合計特殊出生率	1.43	1.46	1.54	1.58	1.57	1.62	1.60	

※H27 の合計特殊出生率は、人口動態統計月報年計（概数）（厚生労働省）において 6 月上旬に公表予定

出典：出生数、死亡数…鳥取県統計課「県人口移動調査」、合計特殊出生率…厚生労働省「人口動態統計」

3 社会動態の推移

○県外からの転入数が2年連続で前年を上回る ㉗ 10,507人 ← ㉖ 10,485人 ← ㉕ 10,224人

- 3・4月の転入数…27年は26年に比べ減少、それ以外の時期の転入数が増加
- IJUターンの受入者数… ㉗ 1,943人(速報値) ← ㉖ 1,246人 +697人

●県外への転出数が増加し、社会減が拡大 ㉗▲1,300人 ← ㉖▲1,109人 ▲191人

- 転出数…27年は26年に比べ増加、特に3・4月の転出が増加
(参考：28年3月：転入数がほぼ同値だったのに対し、転出数が前年に比べ122人減少)
- 20代前半の転出超過数…㉗▲1,051人 ←㉖▲951人 ▲100人拡大
- 県内2大学の県内就職希望率…㉗19.4% ←㉖22.0% ▲2.6%

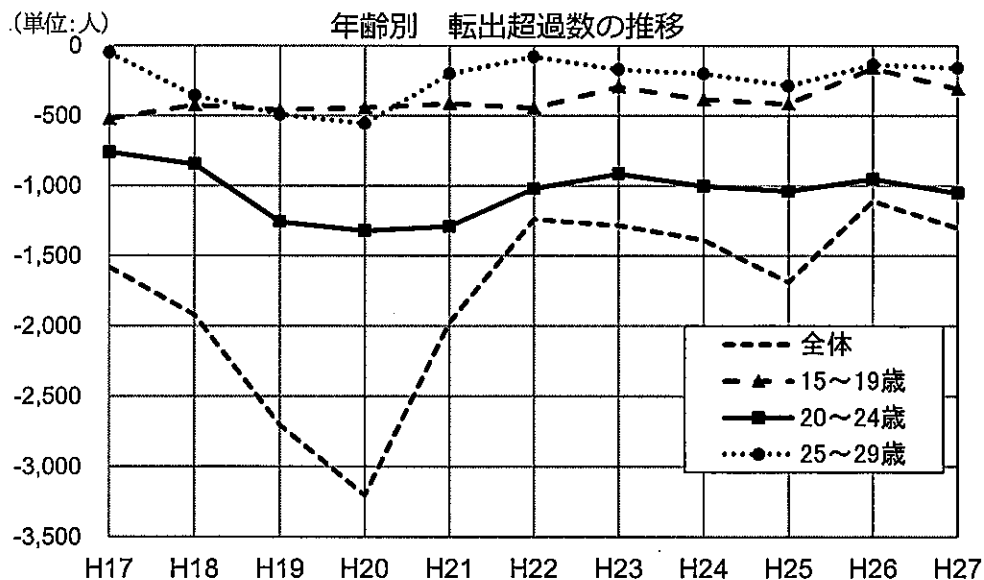
社会減解消に向けて、大学新卒者への積極的なUターンと地元定着の働きかけなど戦略的な取組が必要

<社会動態の推移>

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27
社会増減	▲1,239	▲1,283	▲1,385	▲1,686	▲1,109	▲1,300
県外からの転入数	10,665	10,635	10,431	10,224	10,485	10,507
県外への転出数	11,904	11,918	11,816	11,910	11,594	11,807

<月別転入転出の状況>

月次	県外転入			県外転出			転出超過者数(H27)
	H26	H27	増減(H27-H26)	H26	H27	増減(H27-H26)	
1・2月	1,133	1,096	▲37	1,232	1,236	+4	▲140
3月	2,044	1,996	▲48	3,618	3,720	+102	▲1,724
4月	2,111	1,956	▲155	1,479	1,508	+29	+448
5～12月	5,197	5,459	+262	5,265	5,343	+78	+116
年計	10,485	10,507	+22	11,594	11,807	+213	▲1,300



年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全体	▲3,202	▲1,977	▲1,239	▲1,283	▲1,385	▲1,686	▲1,109	▲1,300
15～19歳	▲441	▲412	▲444	▲293	▲383	▲414	▲159	▲307
20～24歳	▲1,320	▲1,290	▲1,020	▲914	▲1,002	▲1,039	▲951	▲1,051
25～29歳	▲556	▲199	▲77	▲170	▲198	▲285	▲134	▲159

出典：鳥取県統計課「県人口移動調査」

鳥取県元気づくり総合戦略の改訂について（案）

平成27年度の取組に対する成果検証（数値目標の達成度などを考慮）、新たな動きや課題を踏まえ、「鳥取県元気づくり総合戦略」を次の通り改訂します。

数値目標や客観的な指標の達成を踏まえ修正するもの

- ▶ 基本目標 外国人宿泊者数 8万人（年間）→ 15万人（年間）
[4.8万人（H26年）→9.9万人（H27年速報値）]
- ▶ 1人当たり観光消費額（日帰り） 7,000円（H30年）→ 7,300円（H30年）
[6,228円（H23～H25年平均）→ 7,065円（H24～H26年平均）]
- ▶ 鳥取砂丘コナン空港利用客数 42万人（H31年度） → 46万人（H31年度）
[343,633人（H26年度）→ 425,334人（H27年度）]
- ▶ 県立拠点施設における自然体験プログラム年間利用者数 17千人（H31年度）→25千人（H31年度）
[8,725人（H26年度）→21,653人（H27年度）]
- ▶ 自然公園年間利用者数 750万人（H31年度）→ 800万人（H31年度）
[730万人（H24年度）→757万人（H25年度（最新値））]
- ▶ 学校支援ボランティア数 7,000人（H31年度）→ 9,000人（H31年度）
[6,625人（H26年度）→ 7,575人（H27年度）]
- ▶ 社会人ボランティア人材（プロボノ）の人数 6人→20人（H27～31年度）
[0人（H26年度）→ 5人（H27年度）]

新たな動きや課題に対応して取組を加速する分野について追加するもの

〈鳥取県×日本財団 共同プロジェクトの推進〉

日本財団との共同プロジェクトによる 先駆的な取組の強力展開と地方創生推進について追記

P10 V 鳥取県の地方創生実現に向けて

6 鳥取県×日本財団 共同プロジェクトの推進

あいサポート運動をはじめとして、本県には「みんなが支え合う」、「他者をいたわり、思いやる」風土があります。

日本財団と鳥取県は、“日本一のボランティア先進県”を目指し、地域住民が元気に暮らし、誇りを持てる社会づくりのための共同プロジェクトを実施することで合意し、平成27年11月に協定を締結しました。

日本財団と連携した共同プロジェクトにより、先駆的な取組を強力に展開し、県民一人ひとりが県の未来を考え動いていける、人口が少ない中であっても地域社会への貢献を最大限に行える「地方創生のモデル」を創ります。

〈外国人観光客誘致〉

国の「国立公園満喫プロジェクト」及び新たな日本遺産認定に対応した修正

P11 観光・交流

- ・世界に認められた「山陰海岸ジオパーク」、日本遺産の認定を受けた「三徳山・三朝温泉」や大山山麓地域など、鳥取県には、豊かな自然を素材とする観光資源が数多く存在しています。

P13 観光・交流 多様な観光資源を活かした戦略的観光立県

- ・新しい観光循環を起こすため、鳥取砂丘、山陰海岸ジオパーク、国立公園大山、日本遺産に認定された三徳山・三朝温泉や大山山麓地域、まんがなど、鳥取を代表する観光地はもちろん地域に眠る宝を磨き上げ、エコツアーやアクティビティ（自然体験活動）などの着地型メニュー造成や滞在を促進する周遊観光ルートづくりに取り組みます。

➤ 新規就航（予定）の米子香港便の活用について盛り込み

P16 観光・交流 外国人が憧れる鳥取

- ・米子ソウル便、新規就航（予定）の米子香港便、環日本海定期貨客船などの国際定期便や近隣空港（関西国際空港・広島空港・岡山空港等）の定期便を利用した本県への外国人観光客誘致に加え、県内へのチャーター飛行機、クルーズ船の誘致により諸外国から鳥取県を訪問する観光客を増やすとともに、県内観光消費額増加も目指します。

➤ 増加する外国人観光客に対応した宿泊受入態勢整備について追加

P16 観光・交流 外国人が憧れる鳥取

- ・鳥取県を訪れる外国人観光客が、よりストレスを感じることなく宿泊できるよう、既存宿泊施設の洋室化などの環境整備やリノベーションによるゲストハウス整備等に取り組みます。

➤ 「山陰広域観光周遊ルート」の形成について盛り込み

P17 観光・交流 広域連携による観光誘客の推進

- ・テーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光地をネットワーク化し、鳥取砂丘山陰海岸ジオパークを含む関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの形成により、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めます。

➤ 山陰DMO「山陰インバウンド機構」による取組 を追加

P17 観光・交流 広域連携による観光誘客の推進

- ・山陰DMO「山陰インバウンド機構（平成28年4月設立）」を中心としてデータに基づくマーケティング、山陰ブランドの構築、海外に向けた情報発信を進め山陰の観光地域づくりを行うとともに、圏域DMOと連携して観光誘客を進めます。また、各地域における観光魅力づくりの核となる圏域DMOの設立支援を行います。

〈政府関係機関地方移転基本方針を踏まえた取組〉

▶ 政府関係機関地方移転基本方針を踏まえ、今後の具体的展開の追記など

P21 農林水産業 **農林水産業の活力増進**

- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門（以下「果樹研」）の「ナシ育種研究鳥取拠点（仮称）」新設に係る基本方針決定を踏まえ、園芸試験場の受入体制整備を進めるとともに、果樹研と園芸試験場及び鳥取大学が連携しながら、盆前出荷が可能な極早生品種など産地ニーズが高い梨新品種開発に取り組みます。

P62 働く場 **戦略的な産業人材の育成・確保**

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転に係る基本方針決定を踏まえ、受入体制の整備に取り組むとともに、職業能力開発総合大学校と連携して成長3分野（医療機器・自動車・航空機）の職業訓練に係る教材開発に取り組み、県内の高度技能・技術人材の育成を進めます。
- ・ 中央省庁のほか独立行政法人も含め、本県の産業振興につながる政府関係機関の移転に継続的に取り組みます。

〈安心の子育て環境づくり〉

▶ 安心の子育て環境づくり、部局横断で取り組むこどもの貧困対策について追記

P35 出会い・子育て **安心の出産・子育てを応援する**

- ・ 潜在的な保育ニーズへの対応を含め、年度中途の待機児童解消に向けた保育の受け皿確保が各市町村及び施設において着実に実施されるよう、保育人材の確保を推進します。

項目	現状	目標
年度中途の保育所等の待機児童数	89人 (H26. 10. 1)	解消を目指す (H31. 10. 1)

P37 出会い・子育て **地域で子育て世代を支える**

- ・ 子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、学習支援などにより子どもの学びを保障するとともに、地域の大人との関わりや食事の提供等を通じて子どもの居場所づくりを促進するなど、子どもの貧困対策に取り組みます。

こどもの居場所づくりを積極的に展開していくため指標を追加

項目	現状	目標
子どもの貧困対策としての子どもの居場所の数	3か所 (H27年度)	15か所 (H31年度)

〈地域を支える人財の育成・女性活躍推進〉

➤ 介護人材の確保に向けた取組をさらに充実

P42 人財とっとり **地域を支える人財の育成**

・介護の仕事の認知度・イメージアップを図る取組や介護福祉士等修学資金貸付など参入促進に向けた取組、職場環境改善研修などの離職防止・定着促進を図る取組を推進するとともに、介護職員初任者研修受講支援など介護人材のすそ野を広げる取組や介護報酬処遇改善加算の取得に向けた講習会の開催による労働環境・処遇の改善など総合的な介護人材確保対策を実施します。

➤ 更なる女性活躍に向け、働く場における輝く女性を支援する取組を充実

P19 農林水産業 **将来を担う若き担い手の活躍**

・女性農業者の経営参画を促進するため KPI を追加

項目	現状	目標
家族経営協定締結数	243 組 (H26 年)	310 組 (H31 年)

P47 人財とっとり **女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり**

・鳥取県における働きやすさ、暮らしやすさについて県内外に情報発信し、女性人材の流入を図るとともに、管理的地位で活躍している女性ロールモデルの提示や、ロールモデルとの交流の場の提供、能力開発のためのセミナーの実施や女性同士のネットワークづくりを促進し、女性のスキルアップを支援します。

P66 働く場 **自らの能力が発揮できる雇用の実現**

・女性が起業を考えるきっかけづくりや、事業継続に向けた支援、起業した女性同士のネットワークづくりを支援するとともに、ビジネスアイデアのブラッシュアップ、先輩起業家による伴走支援まで一貫した起業促進の取組を進めます。

・再就職を希望する女性への就業に向けた支援やワンストップ相談窓口の設置、安定した雇用につなげるためのセーフティネットとして個々の職業能力を開発・向上させる職業訓練による技能習得を目指します。

〈安全・安心の取組充実〉

➤ 地域防災拠点としてのコミュニティ機能

P51 支え愛 **人と人の絆を力に安全と安心をつくる**

・地域の遊休施設等を活用して、介護予防、機能訓練、健康づくりのほか食事、買い物など地域の暮らしを支える様々なサービスの提供や世代間交流、また、災害時には共助の取組等地域防災の拠点ともなる多機能コミュニティ拠点（小さな拠点）、地域住民の支え愛活動の拠点となる「共生ホーム」などの全県展開を加速します。

〈若者の定着・学生Uターンの促進〉

➤ 若者の県内定着、Uターン就職の取組充実

P57 移住・定住 「住み続けたい」・「帰りたい」鳥取県

P42 人財とっとり 地域を支える人財の育成

- ・県内企業や大学等と連携し、県内外での就職フェアや学生と若手社員との交流会、ホームページ、SNS、印刷物等様々な媒体による企業情報の発信、県内企業の魅力を伝えるキャリア教育の取組などを通じて、鳥取県に若い方が活躍出来る魅力的な企業があること、鳥取県で働き、生活することの魅力を紹介し、県内の情報が学生に届く取組を強化します。

とっとり創生若手タスクフォースの結成について

平成28年5月31日
とっとり元気戦略課

鳥取県元気づくり総合戦略の推進に当たり、若手職員の感性や柔軟な発想・アイデアを活かし、事業の提案・企画から実行（活動）まで取り組む「とっとり創生若手タスクフォース」の結成式を行い、活動をスタートしました。

- 1 日 時 平成28年5月26日（木）午後1時20分から1時50分まで
- 2 場 所 第22会議室（県庁第2庁舎）
- 3 出席者 知事、元気づくり総本部長等
とっとり創生若手タスクフォースメンバー 30名
（20代・30代の係長級以下の若手職員）
- 4 内 容 (1) 知事あいさつ
(2) メンバー紹介
(3) 各チームから取組方針等披露

5 とっとり創生若手タスクフォースのチーム編成

	チーム (人数)	内 容	責任所属
1	とっとりオリジナル映像発信チーム (5人)	若者・女性・県外者等をターゲットとした県の魅力発信のための映像等を制作し、効果的に発信する。	広報課
2	外国人が憧れる鳥取観光誘客チーム (5人)	豊かな自然等を活かした外国人旅行者等の誘客における施策提案を行う。	観光戦略課
3	あったか子育て環境づくりチーム (5人)	子育て環境の更なる向上と機運醸成に向けた施策提案を行う。	子育て応援課
4	住み続けたい・帰りたい鳥取チーム (6人)	若者の地元就職や移住・定住促進に向けた施策立案と事業実施を行う。	とっとり暮らし支援課 (就業支援課)
5	ビッグデータで地域課題解決チーム (4人)	地域課題の解決に向け、地域経済分析システム（RE S A S）等入手可能なビッグデータ等の分析を行い、地域の特性・課題を抽出する。	とっとり元気戦略課
6	魅力ある地域づくりチーム (5人)	若者を巻き込んだ、魅力ある地域資源を活かした地域づくり・まちづくりの施策立案と事業実施を行う。	参画協働課

6 今後のスケジュール

- 5月～ 各チームでの活動（責任所属のサポートを受けながら取り組む）
7～8月 中間報告〔活動（検討）状況・取組の方向性の報告〕
10月 活動報告〔施策提案又は事業実施状況の報告〕
⇒ 必要に応じて予算要求

チームHAKUTOとの連携協力に関する協定締結について

平成28年5月31日
とっとり元気戦略課
企業支援課

鳥取県と日本初の民間月面探査チーム「HAKUTO」(ハクト)は、チームHAKUTOが鳥取砂丘で行うフィールド走行試験の実施等について、相互に連携・協力していくことに合意しましたので、その概要を報告します。なお、チームHAKUTOが自治体と協定を締結するのは初めてです。

1 協定締結の概要

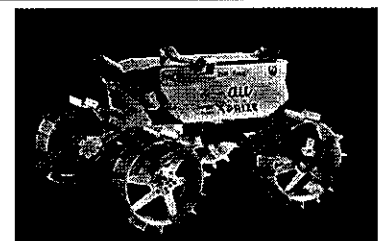
- (1) 日時 平成28年5月18日(水) 午後1時から1時30分まで
- (2) 場所 鳥取県知事公邸
- (3) 連携先 チームHAKUTO代表 袴田武史(はかまだ たけし)氏
(株式会社 i s p a c e [チームを運営するベンチャー企業] 代表取締役)
- (4) 連携協力の内容

- チームHAKUTOが鳥取砂丘で行うフィールド走行試験への協力
(⇒ 県は、砂丘の使用許可や関係団体との調整等について協力する。)

<フィールド走行試験の概要>

- ・平成28年9月頃、鳥取砂丘において、開発を進める月面探査ロボット(ローバー)の走行試験を予定している。
- ・鳥取砂丘の砂地を走行することで、ローバーの走行性能・通信性能・カメラ性能などの技術検証と、ローバーから送信される映像や画像だけでローバーを遠隔操作するための操縦検証等を実施する。

※ フィールド走行試験は、自然公園法に基づく許可の範囲内で、自然景観や動植物の生育環境に影響が出ないよう県及び関係機関と調整して行われます。



HAKUTOのローバーのモデル

- 鳥取県の産業人材の育成及び地域の未来を担う子どもたちの教育への協力
(⇒ 連携協力に基づく取組の第一弾として、協定締結日に、青翔開智中学校・高等学校において、チームHAKUTOによる講演会を開催した。)

(5) 協定締結の経緯

チーム名「HAKUTO」は神話「因幡の白うさぎ」が由来となっており元々本県と縁があったところ、先方から月面探査に係るフィールド走行試験を鳥取県内で行いたいとの申し出があり、その後調整を進め、連携協定を締結する運びとなった。

2 月面探査までのロードマップ(予定)

- 平成28年春～夏：ローバーのフライトモデルの基本設計
- 平成28年秋～：フライトモデル製造(⇒9月頃、鳥取砂丘における走行試験)
- 平成29年3月頃：フライトモデル完成
- 平成29年夏：ロケット打ち上げ計画発表
- 平成29年秋：ロケット打ち上げ、月面ミッション実施

＜参考＞「HAKUTO」について

「HAKUTO」は、株式会社 ispace が運営する、日本で唯一 Google Lunar XPRIZE※に参加するチームです。ベンチャー、大学、そしてプロボノ（スキルを活かしたボランティア）と、様々なバックグラウンドをもった人材が集まり、それぞれの特技を生かし合って月面探査ロボット（ローバー）を開発し、Google Lunar XPRIZE に挑戦するプロジェクトで世界初の民間月面探査を目指しています。

※「Google Lunar XPRIZE」とは

- ・Google がスポンサーとなり、XPRIZE 財団によって運営される、民間組織による月面無人探査を競う総額 3,000 万ドルの国際賞金レース。民間宇宙開発を加速させ、宇宙産業の拡大、市場への投資を促進し、中長期的に繰り返し月面にロボットを送り込めるビジネスの育成を目的として開催される。
- ・ミッションは、月面に純民間開発のロボット探査機を着陸させ、着陸地点から 500m 以上走行し、指定された高解像度の動画や静止画データを地球に送信すること（平成 29 年 12 月末がレース期限）である。1 位のチームには賞金 2,000 万ドル（約 22 億円）、2 位のチームには賞金 500 万ドルが与えられる。現在、世界各国から 16 チームが参加している。

鳥取県の「教育に関する大綱」（第二編「平成28年度重点取組施策」）
に関連する主な事業について

平成28年5月31日
教 育 総 務 課
とっとり元気戦略課

平成28年3月29日に鳥取県の「教育に関する大綱」の一部を改定し、その第二編「平成28年度重点取組施策」に関連する主な事業を、別添のとおり取りまとめました。

<参考> 第二編「平成28年度重点取組施策」の改定のポイント

- ・ 県立高校の魅力化・県外生徒の受入など、全国から注目される学校づくり・高校改革の推進について記載した。
- ・ 地域未来塾の開設など、子どもの貧困対策に係る取組の充実や、困難な家庭環境にある子どもの居場所づくりの支援について記載した。
- ・ 学力向上では、本県の弱点である理数系の強化、2020年度からの大学入試改革を先取りした教育実践及び海外高等教育機関との交流の推進について記載した。
- ・ 特別支援教育では、LD等専門員の養成など発達障がい児への支援の充実、高校での手話のカリキュラム導入について記載した。
- ・ スポーツ振興では、教員指導者を選手指導等に専念させる体制整備について記載した。

鳥取県の「教育に関する大綱」（第二編「平成28年度重点取組施策」）に関連する主な事業

H28改定大綱（第二編）	関連する主な事業	H28当初予算等 千円	担当課
1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～			
<p>小中一貫教育の推進 地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、中学校区で住民参画の協議会を設置し、目指す子ども像を共有して小中9年間の系統性のあるカリキュラムを作成する市町村を支援します。</p>	<p>○特色ある小中9年教育支援事業 地域の次代を担う地域人材の育成のため、各小・中学校単位の地域協議会が一体となった中学校区全体の連絡会議を設置して、目指す子ども像の共有と協働による学校運営を推進し、地域の特色を生かした小中9年間を見通した系統性のある教育課程づくりに取り組む市町村を支援する。</p>	1,500	教育委員会 小中学校課
<p>小中高連携による教科指導の体制づくり 県内に設置した6つのモデル地区（ツリー）で、小中高が英語又は数学の教科指導を連携し、小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導体制のモデルづくりを取り組みます。</p>	<p>○教科でつながる「鳥取県スクラム教育」 県内6モデル地区（ツリー）を設置し、小中高が英語又は数学の教科指導を連携し、小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導体制のモデルづくりに取り組む。</p>	6名 (定数)	教育委員会 高等学校課
<p>幼保小連携の推進 豊かな自然を生かすなどした遊びきりこみによる連携による幼保小連携の推進を図ることを目指す「鳥取県幼保小連携推進プログラム」を全県に普及すため、実践例を動画等にわかりやすくまとめた事例集などを、幼稚園・保育園・保育所・認定こども園等の指導等に活用し、幼児教育の充実に取り組みます。 また、就学前の育ちと学びをつないでいくための接続期のカリキュラム作成など、幼児教育と小学校教育との相互理解を推進します。</p>	<p>○幼児教育充実活性化事業 義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム」（H24）、「幼保小連携カリキュラム」（H25）「園内研修用資料」（「鳥取県『遊びきりこみ』を育む取組事例集」・「園内研修用DVD」）（H27）を引き続き周知・活用し、幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の指導力向上と小学校教育との連携推進を図る。</p>	2,000	教育委員会 小中学校課
<p>○【新】幼保小連携推進モデル事業 円滑な接続をめざした幼保小の連携に向けて、育ちと学びを繋げていくための効果的な取組（接続期のカリキュラムの作成等）を行う市町村をモデル的に支援し、全県への波及効果を狙う。</p>	<p>○保育・幼児教育の質の向上強化事業 保育士・幼稚園教諭を対象に多様化する保育や幼児教育のニーズや課題に合わせた研修を行い、職員の資質向上を図るとともに、幼児教育専門指導主事及び保育指導員による保育所等の訪問指導を実施し、保育の質の向上を目指す。</p>	2,744	教育委員会 小中学校課
		10,097	福祉保健部 子育て応援課

H28当初 予算等	H28改定大綱（第二編） 授業改革の推進	関連する主な事業	H28当初 予算等	担当課
6,574	<p>授業改革の向上を目指すため、特に算数・数学等の課題解決に向けた取組を行う授業研究会等にアドバイザーを派遣し、小中学校相互の教科でのつながりを基盤として、教師の授業力向上に取組むとともに、課題となっていた小学校の理科の指導力を向上させるため、拠点校を中核にして授業改革を行い、その成果を全県に普及します。</p> <p>また、学力定着等に成果が期待される小学校高学年における教科担任制をモデル的に導入し、その成果を全県に普及します。</p> <p>さらに、研修を通して全県種でのアクティブ・ラーニングの授業デザインを高めるとともに、高校でのアクティブ・ラーニング型の授業実践を発表し合う「学びの文化祭」を開催し、その成果を全県に普及します。</p> <p>加えて、「学校図書館活用ハンドブック」を普及及び、「学校図書館活用ハンドブック」を普及促進し、授業で学校図書館の活用を増やし、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。</p>	<p>○【新】教科でつながる小中連携授業力向上支援事業 全国学力・学習状況調査結果等を踏まえた中学校区の学力課題解決に向け、小中相互の教師の授業力向上を図るための研究を支援する。</p> <p>○【新】小学校理科教育パワーアップ事業 課題となつている小学校の理科の指導力向上のため、拠点校を中心に、公開授業や教員研修、さらには教育研究団体との連携をとおり、全県的に小学校理科における教師の授業力向上を図る。</p> <p>○【新】小学校高学年における教科担任制の導入 学力定着・生徒指導の充実等の成果が期待される小学校高学年（5・6年生）の教科担任制の導入促進に向け、モデル校における実践事例や課題点等を検証するとともに、より効果的な教科担任制の導入について全県に発信する。</p> <p>○教職員研修費 「アクティブ・ラーニング」の理解と「21世紀型スキル」育成研修を実施する。</p> <p>○学習科学セミナー アクティブ・ラーニングのうち、最新の学習科学の知見を取り入れた「知識構成型ジグソー法」を体験的に学ぶことで、主体的に学ぶ生徒を育成する技能を身に付ける。</p> <p>○アクティブ・ラーニング推進事業（学びの文化祭開催） アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の実践、研究協議等による成果を発表・普及する場として、県内外の教育関係者等に広く参加を呼びかけ、授業公開やシンポジウム等を開催する。（東・西部地区で各1回）</p> <p>○生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業 平成27年度に策定した「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」をもとに、就学前から小・中・高・高等学校まで一貫した見直しを持った学校図書館活用教育推進の普及・啓発を図るため、普及講座・研修会の開催や講師派遣等を行う。</p>	6,574	教育委員会 小中学校課
8,280			8,280	教育委員会 小中学校課
5名 (定数)			5名 (定数)	教育委員会 小中学校課
2,421			2,421	教育委員会 教育センター
1,357			1,357	教育委員会 教育センター
960			960	教育委員会 教育センター
1,602			1,602	教育委員会 図書館

H28改定大綱（第二編）	H28当初予算等	担当課
<p>高大接続システム改革への対応 高大接続システム改革を見据え、高校等に専門講師を招聘してアクティブ・ラーニングを取り入れた授業へと改革するとともに、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」（平成31年度から実施予定）及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」（平成32年度から実施予定）を設け、具体的な授業改革や教育課程の編成について検討します。</p>	<p>⑤ 5,040</p>	<p>教育委員会 高等学校課</p>
<p>ICT活用教育の推進 ICTを活用して卓越した教科指導等を行うエキスパート教員の認定や学校CIO・情報化推進リーダー研修を行うなど、教員のICT活用指導力の向上等に努めるとともに、民間企業・大学等で構成するコンソーシアムにおいて、授業におけるICTの効果的な活用を進めます。 また、ICTを活用した教材やエキスパート教員の授業映像を配信・共有することにより、県内の教員が学び、授業を高め合う仕組みを構築します。 さらに、小中連携で情報モラル教育に取り組む中学校区を指定し、小中9年間を見通した年間指導計画を作成するなどして、その成果を県に普及します。</p>	<p>⑥ 27,911</p>	<p>教育委員会 教育センター</p>
<p>関連する主な事業 ○アクティブ・ラーニング推進事業～21世紀型能力を育む次世代授業の創造 ～ 校種を超えた連携教育の研究を進めるとともに、最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業を設計・実践・公開し、授業改革の全体的な普及を図るほか、「21世紀型学力検討委員会」を設置し、具体的な授業改革や教育課程を検討するなど、文部科学省が進めている高大接続システム改革を見据えた対応を行う。 ○ICT活用教育推進事業（ICT活用教育推進のための学校CIO（最高情報総括責任者）及び情報化推進リーダー育成研修） 教員のICT活用指導力を全体的に向上させるため、学校CIO研修、情報化推進リーダー研修、自治体向け出前研修の3つの研修を柱として、研修委託を行う。 ○県立学校ICT環境整備事業（高等学校用機器整備）（2期整備） 県立高校7校にタブレット端末を導入する（H27は8校に導入済）。 ○ICT活用教育推進事業（ICT活用教育推進協働コンソーシアム運営費） 産官学からなるICT活用教育推進協働コンソーシアムを、鳥取環境大との協力関係の中で組織し、情報通信技術がどのような形で教育や学びに貢献できるかを検討する。 ○ICT活用のためのWebベースICT環境の構築実証研究 インターネット上にある文書等の保存・閲覧システムで学べる仕組みを研究・活用する。 ○【新】情報モラル教育推進事業 小中学校における情報モラル教育の推進について、情報教育サポーター、鳥取県ICT活用教育推進コンソーシアムと連携してモデル的に取り組み、その成果を全県に普及する。 ○エキスパート教員認定制度 他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図る。 ○教職員研修費 「鳥取県公立学校教職員として求められる資質・能力」の向上を図るため研修を実施する。 ○エキスパート教員育成事業 戦略的に高校のエキスパート教員を育成するため、県外先進校等へ派遣し、優れた教科指導力を持つ県外教員の授業を参観し意見交換を行ったり、「アクティブ・ラーニング」等の全国規模の研修に参加し、教科指導方法等の最新の知見を学んだりする。</p>	<p>⑦ 59,702</p>	<p>教育委員会 教育センター</p>

H28当初予算等	H28当初予算等	H28当初予算等	H28当初予算等	H28当初予算等
H28改定大綱(第二編)	H28改定大綱(第二編)	H28改定大綱(第二編)	H28改定大綱(第二編)	H28改定大綱(第二編)
<p>グローバリ化に対応した英語教育の推進 2020年の新学習指導要領の全面実施に対応する英語科教員の指導力を向上するため、教員研修を充実します。 子どもたちの外国に対する興味・関心と英語によるコミュニケーション能力を高めると、海外体験への支援の充実などに取り組むと、海外高等教育機関との交流を進めるほか、とっとりイングリッシュクラブの活動などを通じて実践的な英語使用の機会を充実させます。</p>	<p>英語教育強化推進事業 平成32年度の新学習指導要領の全面実施に向け、本県独自の研修を実施し、英語教員の指導力向上を図る。</p> <p>鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業 留学などの海外体験を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍する人材を育成する。</p> <p>外国語教育改善指導費 グローバル人材育成のための教育の充実を図るため、スーパーグローバルハイスクール校等へ外国語指導助手(ALT)を増員する。</p> <p>とっとりイングリッシュクラブ 中高校生を対象に、年間を通じて英語による体験活動を実施し、英語によるコミュニケーション能力の伸長を図る。</p> <p>【新】グローバルリーダーズキャンパス 米国スタンフォード大学と連携し、県内高校生向けの遠隔講座を開設することにより、幅広い国際感覚を身につけ、世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志を持った人材の育成を図る。 (対象) 県内高校に在学する生徒25～30人程度 (講座数) 12講座程度(シリコンバレーと起業家精神、米国の高校と教育、米国の多様性の課題、日米関係の課題 ほか) (進め方) 担当教授の講義やディスカッション、課題の提出と認定により講座を進行</p>	<p>鳥取県版キャリア教育推進事業 県キャリア教育推進会議を開催し、キャリア教育の推進状況等を評価し、改善を図るとともに、キャリア教育推進協力企業などと連携し、キャリア塾等の取組を実施する。</p> <p>【明許・新】とっとり農林水産人材育成システム推進事業、同(県版SPH事業) 県内の農林水産系専門高校と地域の関係機関(生産者、鳥取大学農学部、農業高等学校など)が連携しながら、より実践的な職業教育に取り組み、将来の本県農林水産業を支える人材を育成する。(教育委員会(高校側に係る経費を計上)・農林水産部(受入れ先生産者、農業高等学校に係る経費を計上)連携事業) 農林水産系学科を有する高等学校の取組 (農業) 農業者と連携した長期インターンシップの実施 (水産業) 沖合漁業体験(かにかご等)、栽培漁業体験(ギンザケ養殖等)、アンドンナシヨップで販売実習 (林業) 林業事業者と連携した長期インターンシップの実施、ICT機器を活用した匠の技の中継授業</p>	<p>キャリア教育の充実 社会的に自立する能力や態度を育て、夢や希望に向かって果敢にチャレンジする高校生を育成するため、各学校の体系的なキャリア教育推進計画の作成支援を行うスーパーバイザーの配置やキャリア教育を支援する企業を「鳥取県キャリア教育推進協力企業」に認定するなどして、全ての県立高校でキャリア教育を推進します。 また、農林水産業に関連する専門高校が地域の産業界や教育機関等と連携し、社会で求められる多様な知識・技術や、専門的な資質・能力を生徒に習得させ、農林水産業はもとより、6次産業化など地域産業の担い手としての意識や自覚を育むことにより、地域に貢献する人材を育成します。</p>	<p>9,959</p> <p>13,365</p> <p>127,263</p> <p>1,189</p> <p>9,900</p> <p>14,897</p> <p>6,437</p>
<p>⑧</p>	<p>⑨</p>			

H28改定大綱(第二編)	関連する主な事業	H28当初予算等	担当課
⑨	<p>＜長期インターンシップの概要＞ 地域の生産者・団体等が受入れ先となる長期実践研修（インターンシップ）を実施 （農業）倉吉農業高校：農家で10日間研修 （水産業）境港総合技術高校：漁船乗船や食品加工企業で4日間研修 （林業）智頭農林高校：森林組合等で10日間研修</p> <p>国家戦略プロジェクト「食の6次産業化プロジェクト」 開講（農業大学校で開講）</p>	6,217	農林水産部 とつとつ農業戦略課
⑩	<p>土曜授業等の取組の推進 すべての県立高校において、土曜授業等を含む土曜日を活用した教育活動に取り組み、生徒や教員、取組にあたるなど、実施校以外の生徒や教員の参加を認めるなど、学校の枠を超えて切磋琢磨できるような環境づくりに努めます。 また、子どもたちの土曜日の教育環境の充実に取り組み、すべての市町村を支援するなど、全国的に取組を推進します。 さらに、学校法人における取組を支援します。</p>	6,000	教育委員会 高等学校課
	<p>○県立高校土曜授業等実施事業 実施校を、前年の9校から11校に拡大し、地域の多様な経験や技能を持つ人材や、企業・関係機関等と連携し、土曜日の特性を活かした教育活動を実施する。</p> <p>○土曜授業等実施支援事業 全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。</p> <p>○土曜日授業実施校への助成事業 生徒の学力向上又はキャリア教育推進のために、私立中学校・高等学校が標準的な授業時数を上回って、土曜日を活用して行う学校教育活動（授業、補習、総合学習、ホームルーム、学校行事）を実施するために要する経費を助成する。</p>	18,521	教育委員会 小中学校課
	<p>○土曜日授業実施校への助成事業 生徒の学力向上又はキャリア教育推進のために、私立中学校・高等学校が標準的な授業時数を上回って、土曜日を活用して行う学校教育活動（授業、補習、総合学習、ホームルーム、学校行事）を実施するために要する経費を助成する。</p>	2,662	教育・地域振興課
2 社会全体で学び続ける環境づくり ～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～			
①	<p>学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりの推進 子どもたちの健全な成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子供教室等の取組の充実に加えて、地域住民のより一層の参画を図り、学校、家庭、地域が連携して子どもを育てる体制づくりを推進します。 また、「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」を県内企業等に周知し、協力企業を増やすなど、ワーク・ライフ・バランスを推進することや、社会全体で家庭教育を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めます。</p>	28,908	教育委員会 小中学校課
	<p>○放課後子ども教室推進事業 子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後や週末に小学校の余剰教室、公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。</p> <p>○とつとつふれあい家庭教育応援事業（企業との連携による家庭教育支援事業） 従業員が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただけの企業と協定を締結し、企業における家庭教育に関する理解の推進を図る。</p>	27,509	教育委員会 小中学校課
		150	教育委員会 小中学校課

H28改定大綱 (第二編)	H28当初 予算等	担当課
<p>H28改定大綱 (第二編)</p> <p>ふるさと教育の推進 史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民芸等の様々な郷土の貴重な財産に触れ、その良さを感ずることを進めるとともに、地域をテーマとした探究学習や地域や地元企業等と連携した教育活動の充実を図り、「郷土と誇り」に愛着と誇りをもった人材の育成に取り組みます。</p>	<p>関連する主な事業</p> <p>○「ふるさとを元気に」とつとりの文化遺産活用推進事業 鳥取県の優れた文化財を地域振興(観光資源化等)や教育資源として活用するため、その魅力の再発掘など地域での取り組みを支援するとともに、子どもたちが地域の文化財や伝統文化に触れる機会を充実する。</p> <p>○「とっとり弥生の王国」普及活用事業 国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡に係る種々の事業を通じて遺跡の活用や情報発信を行う。</p> <p>○ふるさと鳥取見学(県学)支援事業 とっとり県民の日総合推進事業(参画協働課所管)の一環として、県内の小学校が県民の日に関する学習に併せて校外学習等を実施する際に経費の一部を補助する。</p> <p>○県立高校裁量予算学校独自事業 県立高校裁量予算学校の特色・魅力づくり」を定め、地域と連携した事業に予算を重点配分している。</p> <p>○平成28年度「科学の甲子園ジュニア」鳥取県大会 理科、数学等における複数分野の競技に協働して取り組むことを通じて、県内の中学生が科学の楽しさ、面白さを知り、科学と実生活・実社会との関連に気付き、科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供することにより、科学好きの裾野を広げるとともに、未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた人材を育成する。</p> <p>○未来を拓く学力向上事業 「科学の甲子園」鳥取県大会、高校生理数課題研究等発表会、専門高校活動成果発表会を開催する。</p> <p>○県立高校裁量予算学校独自事業 ものづくり教育に係る各種競技会への参加を支援する。</p> <p>○FabLab活動推進事業 県内3カ所(鳥取、倉吉、米子)に設置したファブラボ(ものづくりの実験工房)を支援するとともに、ものづくり実践者との交流やものづくりの楽しさを普及するイベントを行う。</p> <p>○未来につながる高校生活支援事業<とっとり夢プロジェクト> 高校生が自らの自主性や個性を伸ばし、さらには学校や地域の活性化につなげるため、県内の高校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に在籍している個人又はグループを対象に実施する。</p>	<p>文化財課 教育委員会</p> <p>文化財課 教育委員会</p> <p>小中学校課 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p> <p>小中学校課 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p> <p>教育・地域振興部 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p>
<p>②</p>	<p>4,307</p> <p>40,810</p> <p>1,260</p> <p>190,813</p> <p>543</p> <p>2,569</p> <p>190,813</p> <p>7,939</p> <p>2,000</p>	<p>文化財課 教育委員会</p> <p>文化財課 教育委員会</p> <p>小中学校課 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p> <p>小中学校課 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p> <p>教育・地域振興部 教育委員会</p> <p>高等学校課 教育委員会</p>
<p>③</p>	<p>2,569</p>	<p>高等学校課 教育委員会</p>
<p>④</p>	<p>7,939</p>	<p>教育・地域振興部 教育委員会</p>

	H28改定大綱（第二編）	H28当初予算等	担当課
<p>家庭教育の充実 市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流や支援に携わる関係者の連携を促進し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネートなど、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組まします。 また、現在ある相談や学習支援の提供に加え、個々の家庭の課題に応じて必要に応じて訪問型家庭教育支援の取組を促進します。</p>	<p>⑤ 〇ととりふれあひ家庭教育応援事業 家庭教育支援者が、最新の動向などについて理解を深めるとともに、人材養成による支援者の拡大や地域、専門等を超えてネットワークを広げるなど、各地域での取組に活かせるようなしつけづくりを行う。また、子育てや家庭教育について学ぶ機会や支え合える仲間づくりを進める機会を提供し、充実した研修の機会を通じた総合的な支援を進めながら、家庭教育の向上を図る（家庭教育アドバイザーの派遣「子育て親育ちプログラム」ファシリテータ（進行役）の派遣など）。また、市町村が行う家庭教育支援チームの取組を支援することにより、身近な地域で相談できる体制が整い、さらに、困難を抱える家庭への支援として訪問型支援を推進する。</p>	<p>11,568</p>	<p>教育委員会 小中学校課</p>
<p>⑥</p>	<p>子どもが成長する安全・安心な居場所づくり 低所得世帯やひとり親家庭など困難な家庭環境にある子どもたちが、社会性を身につけ、自己肯定感を高めたいけるよう、夜間や休日、地域の大人や友達と一緒に食事を作って食べる、勉強したりするなどの体験活動を通じて学び、子どもたちの居場所づくりを支援します。</p>	<p>4,334</p>	<p>福祉保健課 福祉保健部</p>
<p>⑦</p>	<p>社会教育の推進 学びの場を拠点とした地域のつながりや交流を深め、連携して地域や子どもを守り育てるため、公民館の職員等社会教育関係者の資質の向上を図るほか、地域の職員の研修など、地域活動・ボランティア活動に取り組みする高校生や青年層の団体を支援し、次代の地域を担う人材の育成に取り組むことなどにより、社会教育の充実に取り組まします。</p>	<p>352</p>	<p>教育委員会 社会教育課</p>
<p>⑧</p>	<p>主権者教育の推進 公職選挙法の一部改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、小・中・高校のそれぞれ段階において、教科における指導を行うほか、地域を知り、地域に関心を持つための活動をとおり児童生徒の社会参画意識を高めるとともに、模擬投票などを通じて政治や選挙の役割を学ぶなど、主権者教育を推進します。</p>	<p>1,126</p>	<p>教育委員会 社会教育課</p>
	<p>関連する主な事業</p>	<p>1,000</p>	<p>教育委員会 高等学校課</p>

H28改定大綱 (第二編)	H28当初予算等	H28改定大綱 (第二編)	H28当初予算等	担当課
3 学校を支える教育環境の充実 ～安全・安心に学べる教育環境づくり～ 関連する主な事業				
<p>いじめ防止等への取組の充実 学校・家庭・地域が丸ごと取り組むための人権教育プログラム集 例を開発し、その成果を学校・家庭・地域で活用できる人権教育プログラム集 として県内に普及させる。また、作成した人権教育プログラムの周知と県内学 校への普及を図るため、ファシリテーターの養成と派遣を実施する。</p>	4,069	<p>○地域と共に創るとつと人権教育事業 学校・家庭・地域が連携していじめ防止等に取り組むための効果的な実践事 例を開発し、その成果を学校・家庭・地域で活用できる人権教育プログラム集 として県内に普及させる。また、作成した人権教育プログラムの周知と県内学 校への普及を図るため、ファシリテーターの養成と派遣を実施する。</p>	教育委員会	人権教育課
<p>① また、児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を充実するため、児童生徒の取組の発表等を行うシンポジウムを開催します。 加えて、現代的・社会的課題に対応した人権意識を高める教育にも取り組めます。</p>	13,042	<p>○いじめ防止対策推進事業 「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、関係機関等と連携を図りな がらいじめ対策に取り組むとともに、相談窓口の充実に関係機関に参加を求め、サ ポートチームを編成していじめ問題について、専門家や関係機関に「こどもの悩みサ ポートチーム支援事業」を実施する。</p>	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター
<p>安心して学べる学校教育の推進 不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有し、教職員の対応力の向上等に取り組みます。</p>	1,189	<p>○明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016 いじめ未然防止をめざし児童生徒の主体的な取組を継続的に促すため、いじめ 防止啓発作品の募集、いじめ防止・仲間づくりのためのシンポジウムの開催 等を行う。</p>	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター
<p>また、貧困の子どもたちを支援するため、スクールカウンセラーの配置、スクールの資質向上のための研修会等を実施し、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒について、一人でも多くの学校復帰をめざす。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。</p>	12,877	<p>○不登校対策事業 小学校への「学校生活適応支援員」配置、スクールカウンセラーの資質向上 のための研修会等を実施し、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒につい て、一人でも多くの学校復帰をめざす。また、重大な事故等が発生した場合に 備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。</p>	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター
<p>② 加えて、児童生徒が置かれている環境が複雑多岐にわたる現状等を鑑み、県内のスクールソーシャルワーカーに対し、適切な支援ができるようスクールパーバイザーを配置します。</p>	35,828	<p>○スクールソーシャルワーカー活用事業 社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを市町村 教育委員会に配置(市町村事業への補助)し、複雑化する家庭環境を背景に した児童生徒が抱える問題への対応充実を図るとともに、県において関係者と の連絡協議会や育成研修を実施し、事業の充実を図るとともに、スクールパー バイザーを設置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。 (配置市町村数 … H27: 11市町村 ⇒ H28: 15市町村)</p>	教育委員会	いじめ・不登校総合対策センター
<p>○県立高校のスクールソーシャルワーカーの増員 私立学校を含め県下全域の支援体制の強化を図るため、スクールソーシャル ワーカーを増員する。 (配置人数 … 3人 ⇒ 5人)</p>	5名(定数)		教育委員会	高等学 校課

H28改定大綱（第二編）	H28当初予算等	H28当初中等	担当課
<p>H28改定大綱（第二編）</p> <p>貧困の連鎖を断ち切る学習支援の充実 経済的な理由や家庭の事情により、大学進学等を断念しない仕組みづくりを進めるとともに、家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等が放課後や土曜日、長期休業中に学習できる環境を地域人材を活用しながら整備します。</p>	<p>関連する主な事業</p> <p>○【新】「地域未来塾」推進事業 「鳥取県子ども貧困対策推進計画」に基づき教育の支援として、大学生や教員08など地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に助成し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等の学習環境を整備・保障する。 （実施市町村数 … H27：1市町村 ⇒ H28：10市町村）</p> <p>○鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、111ターン並びに産業人材の確保を促進する。</p> <p>○生活困窮者等の世帯の子どもに対する学習支援充実事業 ・生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯、一般世帯を含めて学習支援をする場合に、実施する市町村に一般世帯の子どもに対する学習支援の経費を支援する。 ・放課後児童クラブで生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯に学習支援を行う場合に、実施する市町村の学習支援に係る経費を支援する。</p> <p>○【新】地域未来塾応援事業 教育委員会が実施する地域未来塾事業で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助する。</p> <p>○生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援に対する経費を補助する。（三朝町、大山町以外は各市町村の予算）</p> <p>○ひとり親家庭学習支援事業 ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援を実施する市町村へ補助を行う。また、教室形式で実施する場合の会場までの送迎支援を単県で実施する。 （実施市町村数）H27：5市町村 ⇒ H28：6市町村</p> <p>○フリースクール連携推進事業 県内において私立学校等の民間事業者が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する場合にその経費の一部を助成する。 （補助対象経費）指導員賃金、カウンセラーの謝金、活動費 （補助率）1/2（1団体当たりの年間補助限度額）3,000千円</p>	<p>6,598</p> <p>222,009</p> <p>1,790</p> <p>1,800</p> <p>1,974</p> <p>25,749</p> <p>6,000</p>	<p>教育委員会 小中学校課</p> <p>労働部 就業支援課</p> <p>福祉保健部 福祉保健課</p> <p>福祉保健部 福祉保健課</p> <p>福祉保健部 福祉保健課</p> <p>福祉保健部 青少年・家庭課</p> <p>地域振興部 教育・学術振興課</p>
<p>③</p>			
<p>④</p> <p>フリースクール活用など多様な学びの場の確保 不登校等の児童生徒に対して、多様な学びを提供する「フリースクール」を、集団生活への適応の場、学校復帰等に向けた学びの場として活用するに当たり、「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿った「出席扱い」の判断がなされるよう周知するとともに、基準に適合するフリースクールへの運営費支援を行うなど、多様な学びの場の確保に取り組みます。</p>			

H28当初 予算等	H28改定大綱（第二編） 関連する主な事業	関連する主な事業	担当課
6,355	○ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 ケータイ・スマホ・ゲーム機・音楽プレーヤー等のインターネット端末の急速な普及の影で、ネット依存など子どもの健全な育ちが損なわれているため、児童生徒や保護者をはじめとすると大人へより接し方についての教育啓発を行う。	○ケータイ・インターネット教育啓発推進事業 ケータイ・スマホ・ゲーム機・音楽プレーヤー等のインターネット端末の急速な普及の影で、ネット依存など子どもの健全な育ちが損なわれているため、児童生徒や保護者をはじめとすると大人へより接し方についての教育啓発を行う。	教育委員会 社会教育課
1,727	○青少年健全育成条例施行費 ペアレンタルコントロールの普及啓発を行うため、幼保・小中高の保護者及び教職員、関係団体等を対象とした講演会の開催や啓発用リーフレットを作成する。	○青少年健全育成条例施行費 ペアレンタルコントロールの普及啓発を行うため、幼保・小中高の保護者及び教職員、関係団体等を対象とした講演会の開催や啓発用リーフレットを作成する。	福祉保健部 青少年家庭課
190,813	○県立高校裁量予算学校独自事業 確かな学力を育成する取組、生徒主体の授業への改革、豊かな人間性・社会性を育成する取組、生徒のチャレンジ意欲の向上を図る取組を対象に各高校の魅力・特色づくりを推進する。	○県立高校裁量予算学校独自事業 確かな学力を育成する取組、生徒主体の授業への改革、豊かな人間性・社会性を育成する取組、生徒のチャレンジ意欲の向上を図る取組を対象に各高校の魅力・特色づくりを推進する。	教育委員会 高等学校課
3,882	○教職員いきいき！プロジェクト推進事業 平成26年度に外部指導者とともに業務改善に取り組みだモデル校の取組事例をもとに、平成28年度県教委が指定する推進校でのカイゼン活動を支援（外部指導者による校内研修及び指導助言）するとともに、各市町村教育委員会等へ外部指導者を研修講師として派遣するほか、管理職向けセミナーを開催する。	○教職員いきいき！プロジェクト推進事業 平成26年度に外部指導者とともに業務改善に取り組みだモデル校の取組事例をもとに、平成28年度県教委が指定する推進校でのカイゼン活動を支援（外部指導者による校内研修及び指導助言）するとともに、各市町村教育委員会等へ外部指導者を研修講師として派遣するほか、管理職向けセミナーを開催する。	教育委員会 教育総務課
1,011	○教育行政監察業務 各所属のコンプライアンス推進員を対象とした研修会の開催や、不祥事防止データーベース等による啓発資料の提供などにより、各所属・職員の自発的なコンプライアンス推進の取組を促進し、不祥事を許さない・起こさない職場風土を構築する。 また、業務改善や不正行為の未然防止に繋げる。	○教育行政監察業務 各所属のコンプライアンス推進員を対象とした研修会の開催や、不祥事防止データーベース等による啓発資料の提供などにより、各所属・職員の自発的なコンプライアンス推進の取組を促進し、不祥事を許さない・起こさない職場風土を構築する。 また、業務改善や不正行為の未然防止に繋げる。	教育委員会 教育総務課
4,326	○学校安全対策事業 児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、学校の安全管理体制の充実を図る。及び学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図る。	○学校安全対策事業 児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、学校の安全管理体制の充実を図る。及び学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図る。	教育委員会 体育保健課

H28当初 予算等	関連する主な事業	担当課
H28改定大綱（第二編）	<p>健康教育の充実、食育の推進 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健課</p>
H28改定大綱（第二編）	<p>健康教育の充実、食育の推進 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健課</p>
H28改定大綱（第二編）	<p>健康教育の充実、食育の推進 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健課</p>
①	<p>健康教育の充実、食育の推進 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健課</p>
①	<p>健康教育の充実、食育の推進 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健課</p>
①	<p>健康教育の充実、食育の推進 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健課</p>
①	<p>健康教育の充実、食育の推進 学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実を図ります。また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。</p>	<p>教育委員会 保健課</p>

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

<p>障がい児への支援体制の充実 障がいのある幼児児童生徒への幼児期、小学校期から高等学校期まで連続性ある教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど支援体制の充実を図ります。また、特別支援学校の専門性を強化し、教育相談や研修を行うなど、地域の特別支援教育拠点としての役割を充実します。</p>	<p>地域で進める特別支援教育充実事業 学校教育において、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を進め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を旨として地域の体制づくりを進める。</p>	<p>特別支援教育課</p>
<p>①</p>	<p>16,249</p>	<p>特別支援教育課</p>

H28当初 予算等	H28改定大綱（第二編） 関連する主な事業	H28当 算等	担当課
12, 103	<p>発達障がいのある児童生徒への支援の充実 増加する発達障がいのある児童生徒に対応す るため、市町村に発達障がい支援アクトバイザ を配置するとともに、学習面の困難さ、特に読 み書きの困難さの早期の発見を通して通級学級 における指導方法を改善するほか、通級指導体 制の構築、LD等専門員の養成、発達障がい教育 拠点のコーディネートによる教育相談の実施 など、早期から一人ひとりに応じた指導・支援 の充実を図ります。</p>	12, 103	<p>特別支 援教育 課 教育委 員会</p>
5, 220	<p>発達障がい者支援体制整備事業 発達障がいのある見者及び家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支 援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援 や人材育成などの支援体制の整備を図る。</p>	5, 220	<p>子ども 発達支 援課 福祉保 健部</p>
6, 946	<p>【新】発達障がい地域生活充実事業 発達障がいの専門医が地域の小児科医に対して、具体的な診療方法等を伝え る研修を実施することにより、地域で発達障がいの診療ができる体制（人材育 成）を構築する。また、『エール』発達障がい者支援センターに「発達障がい 地域支援マネージャー」を配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実と各地 域における支援体制の確立を目指す。</p>	6, 946	<p>子ども 発達支 援課 福祉保 健部</p>
16, 249	<p>地域で進める特別支援教育充実事業 学校教育において、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した 取組を進め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を 目指して地域の体制づくりを進める。</p>	16, 249	<p>特別支 援教育 課 教育委 員会</p>
12, 103	<p>発達障がい児童生徒等支援事業 小・中・高等学校等において、発達障がいのある児童生徒等への一貫した支 援を行うため早期からの指導・支援の充実を図るとともに、特別支援教育の 総合的な推進体制の整備の充実を図る。</p>	12, 103	<p>特別支 援教育 課 教育委 員会</p>
3, 946	<p>発達障がい情報発信強化事業 発達障がいのある見者、保護者への情報提供（医療、福祉、教育等）及び県 民への発達障がいに関する正しい理解を深めていただくための普及啓発を行 い、本人・保護者等が地域で安心・安全に暮らせる環境作りを進める。</p>	3, 946	<p>子ども 発達支 援課 福祉保 健部</p>
1, 290	<p>特別支援教育における医療的ケア実施体制の充 実 学校看護師を統轄する常勤看護師を配置する とともに、学校看護師に対する研修に加え、教 員に対する研修を充実させることにより、看護 師と教員が協働した医療的ケア実施体制の構築 を図ります。</p>	1, 290	<p>特別支 援教育 課 教育委 員会</p>

H28改定大綱（第二編）		関連する主な事業		H28当初予算等	担当課
⑤	<p>手話教育の推進 教職員の手話技術の向上に取り組みほかに、手話普及員やボランティアを配置して手話普及活動の推進を図る。</p> <p>⑤ 手話教育の推進 教職員の手話技術の向上に取り組みほかに、手話普及員やボランティアを配置して手話普及活動の推進を図る。</p>	<p>○手話で学ぶ教育環境整備事業 ろう者やろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう者やろう者への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境整備の充実を図る。</p>	15,758	教育委員会 特別支援教育課	
⑥	<p>特別支援学校生徒の職場定着の推進 卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校の職業定着アドバイザーを配置し、企業、労働者、ボランティア等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを強化します。</p> <p>⑥ 特別支援学校生徒の職場定着の推進 卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校の職業定着アドバイザーを配置し、企業、労働者、ボランティア等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを強化します。</p>	<p>○特別支援学校生徒の職場定着推進事業 企業への就職が内定した生徒を中心に、在学中及び卒業以降の企業や関係機関等との連絡調整等を行い、職場への定着を目指した支援体制を構築するため、定着支援コーディネーターを配置する。</p>	8,485	教育委員会 特別支援教育課	
5 スポーツ・文化の振興 ～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～					
①	<p>運動遊びや体育学習の充実 幼年期から楽しく体を動かす機会を確保すること、運動（遊び）が日常的に定着し、習慣化されることを目指して、子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るため、体育学習や放課後等に地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組みます。</p> <p>① 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 鳥取県の子どもたちの体力・運動能力課題に対して地域の人材を活用した子どもの運動意欲の向上や運動習慣の定着を図る。</p> <p>○【新】とっとり元気キッズ幼児期から小学校低学年の運動経験の充実を図る。</p> <p>○【一部新規】鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業（障がい者理解啓発を進めるスポーツ振興事業） 特別支援学校の体育施設を拠点として、特別支援学校の在校生及び卒業生、地域住民等が、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさを共に味わいながら、体力の向上や豊かな生活の実現、共生社会の実現を目指す。 また、交流及び共同学習を通じて、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさをともに味わい、障がいのある児童生徒の体力向上や豊かな生活の実現を目指すとともに、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解啓発を進める。</p>	<p>○子どもの体力向上推進プロジェクト事業 鳥取県の子どもたちの体力・運動能力課題に対して地域の人材を活用した子どもの運動意欲の向上や運動習慣の定着を図る。</p> <p>○【新】とっとり元気キッズ幼児期から小学校低学年の運動経験の充実を図る。</p> <p>○【一部新規】鳥取発！スポーツでつながる共生社会充実事業（障がい者理解啓発を進めるスポーツ振興事業） 特別支援学校の体育施設を拠点として、特別支援学校の在校生及び卒業生、地域住民等が、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさを共に味わいながら、体力の向上や豊かな生活の実現、共生社会の実現を目指す。 また、交流及び共同学習を通じて、障がいのあるなしに関わらずスポーツの楽しさをともに味わい、障がいのある児童生徒の体力向上や豊かな生活の実現を目指すとともに、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解啓発を進める。</p>	4,244 1,185 7,258	教育委員会 体育保健課 教育委員会 体育保健課 教育委員会 特別支援教育課	

H28改定大綱(第二編)	関連する主な事業	H28当初 予算等	担当課
	<p>○生涯スポーツ推進費 総合型地域スポーツクラブの育成と活動の充実のため、スポーツ指導者等派遣(5クラブ)や拠点クラブ育成モデルとして教室開催委託及びイベント開催補助などを行い、子どもたちが運動する機会の創出や体力の向上を図る。</p> <p>○鳥取方式の芝生促進事業 子どもたちが自由に運動したり、遊んだりする保育所・幼稚園の園庭、小学校の校庭の芝生化を促進し、子どもたちの運動意欲の向上や運動習慣の定着を図る。</p> <p>○プロスポーツチームと連携した地域振興・元気づくり推進事業 主に鳥取方式で芝生化した公園、校庭等において、おにごっこやボール遊びなどの子どもたちと一緒に体を動かす『遊び』を楽しむことで、子どもの運動意欲の向上や運動習慣の定着を図る。</p> <p>○スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業 ガイナレ鳥取の向上を図り、質の高い教室で学ぶ事でサッカー競技以外でもスポーツレベルの向上を図る。また、子どもの成長過程に応じたメニューを提供すること、体を動かすこと、考えることへの習慣性を高める。</p>	<p>2,689</p> <p>13,353</p> <p>5,753</p> <p>2,525</p>	<p>地域振興部 スポーツ課</p> <p>地域振興部 スポーツ課</p> <p>地域振興部 スポーツ課</p> <p>地域振興部 スポーツ課</p>
②	<p>トッポアスリート育成 2020年の東京オリンピック・パラリンピック期からの一貫指導体制の構築及び選手強化、トッポアスリート子どもたちが触れ合う機会の創出に取り組み、国内外の選手を育成するとともに、国内外トッポアスリート招致などに取り組みます。併せて、競技指導体制の充実を図るため、選手の指導にあたっては優秀な教員の指導者について、選手指導等に専念させる体制を整えます。</p>	<p>50,264</p>	<p>地域振興部 スポーツ課</p>
①	<p>○【新】オリンピック選手育成指導者研修教員 2020年東京オリンピックに向けて、県内から出場する選手を育成するため、世界に通用する指導方法等の習得と、教員としての資質・指導力の向上を図る。</p>	<p>2名 (定数)</p>	<p>教育委員会 高等学校課</p>

H28改定大綱（第二編）	H28当初予算等	H28当初予算等	担当課
<p>H28改定大綱（第二編）</p> <p>文化芸術活動の振興 本県で初めて開催した「近畿高等学校総合文化祭」の成果を維持・継続し、高校の文化活動の充実・発展に取り組みます。 また、障がい者芸術祭への参加を通じてアートとつとりの祭」など地域で開催されるイベントに参加することにより、障がいのある子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健全者と障がいのある人との交流の拡大に取り組めます。</p>	<p>関連する主な事業</p> <p>○共生社会をめざす文化・芸術活動支援事業 児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる芸術・文化活動の推進・充実を進め、健全者との交流を深めるとともに、より一層の社会参加と理解啓発を進め、共生社会の形成を図る。</p> <p>○文化芸術活動支援事業 文化活動を活性化し、文化芸術活動に対する気運を高めるとともに、文化芸術活動の継承者を育成する。</p> <p>○高校生・まんがメディア芸術活動事業 近畿高等学校総合文化祭まんが部門の開催を機に、県高等学校文化連盟に設置される「まんが専門部」において、高校生「まんが王国とつとり」応援団の活動を発展させて行う、各校の「まんが部」や「まんが同好会」での活動を支援する。</p> <p>○芸術鑑賞教室開催事業 児童・生徒の豊かな情操を培い、健全な育成に資するため、文化施設や学校体育館等において芸術を鑑賞する機会を提供する（公財）鳥取県文化振興財団の取組を支援する。</p> <p>○鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業 児童・生徒の芸術創作活動に対する興味や意欲を高め、芸術の振興を図るため、第14回鳥取県ジュニア美術展覧会（ジュニア県展）を開催する。</p> <p>○鳥取県子ども文化芸術支援事業 小学生に文化芸術体験の大切さを伝えるため、地域人材・資源を活かした芸術鑑賞、自然体験、アート創作活動を体験する機会を提供する。</p> <p>○鳥取県障がい者アート推進事業 平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とつとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。また、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。</p>	<p>3, 292</p> <p>34, 675</p> <p>5, 498</p> <p>10, 000</p> <p>18, 339</p> <p>2, 190</p> <p>106, 483</p>	<p>特別支援教育課</p> <p>高等学校課</p> <p>高等学校課</p> <p>文化政策課</p> <p>文化政策課</p> <p>文化政策課</p> <p>福祉保健部 障がい福祉課</p>

第10回関西広域連合協議会並びに 第68回及び第69回関西広域連合委員会の開催結果について

平成28年5月31日
広域連携課

平成28年4月28日(木)に大阪市内(大阪府立国際会議場)で開催された「第10回関西広域連合協議会」及び「第68回関西広域連合委員会」並びに平成28年5月19日(木)に大阪市内(リーガロイヤルNCB)で開催された「第69回関西広域連合委員会」の開催結果は、次のとおりです。

第10回関西広域連合協議会

1 日 時 平成28年4月28日(木)午後0時30分から2時30分まで

2 出席者 <関西広域連合委員の出席者>

井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、平井委員(鳥取県)、飯泉委員(徳島県)、竹山委員(堺市)、植田副委員(大阪府)、松谷副委員(奈良県)、藤田副委員(京都市)、鳥居副委員(神戸市)

<鳥取県選出協議会委員の出席者>

中島 守(社)鳥取県観光連盟会長)、岸田 寛昭(NPO法人未来理事長)

3 概 要

次期広域計画のあり方とこれまでの関西広域連合の取組等について、協議会委員と連合委員との意見交換を行った。

(協議会での主な発言)

植田委員：大歩危・祖谷いってみる会会長

- ・住民にとって関西広域連合の活動が更に見える形をとり、成果をしっかりとアピールすることが必要である。

鳥羽委員：びわこ成蹊スポーツ大学副学長

- ・関西ワールドマスタースゲームズ2021は、「生涯スポーツの祭典」としての実施に無関心な層を取り込む必要がある。

青木委員：公募委員

- ・関西広域連合の施策を地域住民にもっと身近に、わかりやすく伝え理解される情報発信が必要である。

平井委員

- ・関西広域連合の事務を分かりやすく、また事務の重点化をすべきという意見をいただいたが、これから重要となる取組の一つが観光なのではないか。
- ・国も旅行客を倍増する計画を出している。関西広域連合も周遊型の広域観光ルートを作り、また、関西においてもDMOの設立を目指している。
- ・平成27年11月にジオパークがユネスコに認められ、なお一層飛躍させることが大切である。
- ・鳥取県においてワールドトレイズカンファレンスが、平成28年10月に開催される。これを関西ワールドマスタースゲームズ2021のモデルとしてやってみたい。
- ・観光は我が国の成長産業になってきた。関西を世界に売っていききたい。

第68回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成28年4月28日(木) 午後4時50分から6時まで
- 2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、飯泉委員(徳島県)、竹山委員(堺市)、植田副委員(大阪府)、松谷副委員(奈良県)、藤田副委員(京都市)、鳥居副委員(神戸市)、小倉総本部長(鳥取県)、上田総務局長(大阪市)

3 概 要

(1) 与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会」中間取りまとめについて

平成28年4月27日に開催された与党整備新幹線建設推進PT「北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会」において、北陸新幹線・敦賀以西ルートが3案とされ、京都駅からの終着点は新大阪駅とすることが取りまとめられたことに対し、建設整備費用の地方負担のあり方や関西国際空港への高速アクセスの検討、並行在来線の取扱い等について、連合長コメントを発することを確認した。

(2) 関西広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取り扱い

内閣府から示された地方創生交付金の申請手続きについて、関西広域連合は特別地方自治体であるにもかかわらず、都道府県と同様に申請することができない。このため、関西広域連合についても都道府県と同様に5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものという取扱いを行わないこととすることで、国へ要請することを確認した。

(3) 新専門医制度に対する意見(案)について 資料1

平成29年4月から開始されようとしている新専門医制度は、本来、地域医療を支える優れた専門医を育成するシステムとして機能するよう制度構築されるべきであるが、現在検討がなされている制度内容には課題があり、地域医療への影響が大きく懸念されることから、関西広域連合として意見表明を行うこととした。

第69回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成28年5月19日(木) 午前11時10分から午後0時10分まで
- 2 出席者 井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、荒井委員(奈良県)、平井委員(鳥取県)、植田副委員(大阪府)、熊谷副委員(徳島県)、藤田副委員(京都市)、田村副委員(堺市)、鳥居副委員(神戸市)、上田総務局長(大阪市)

3 概 要

(1) 広域計画の改定について

次期広域計画(平成29年度～31年度)の検討に当たり、今後のスケジュールが確認された。

平成28年6月	現行広域計画の評価・検証結果等について協議
平成28年8月～9月	論点・中間案協議
平成28年10月	中間案確定
平成29年1月	最終案確定

(2) 平成29年度国の予算編成等に対する提案について

国の予算編成等に対する提案内容について協議を行い、熊本地震を踏まえた課題や地方一般財源総額の確保などの追加、修正を加え提案を行っていくことを確認し、平成28年6月中旬に国に対して提出することを決定した。

(3) 熊本地震への対応について

熊本県を中心として発生した地震への対応として、現地支援本部による支援状況、被災地の現状、今後の対応等について報告があった。

(4) 関西元気文化圏推進フォーラム(京都市・鳥取県)の開催について 資料2

「関西から日本を文化で元気にしよう」という関西元気文化圏の取組として、「若冲デザイン先進性」をテーマに京都市で、「暮らしの中の“食”と“民芸”」をテーマに鳥取県で、それぞれ推進フォーラムを開催することの報告があった。

平成29年4月から開始されようとしている新専門医制度は、本来、地域医療を支える優れた専門医を育成するシステムとして機能するよう制度構築されるべきであるが、現在検討がなされている制度内容には以下の課題があり、地域医療への影響が大きく懸念される。

1 地域医療の崩壊

(1) 専攻医の都市部への集中がさらに進み医師の地域偏在を助長

- 総合診療科以外の診療科においては、専門研修基幹施設（以下、「基幹施設」という。）となる認定基準を満たす病院は大学病院等の大病院が想定され、地方での地域医療を支えている中小病院が新専門医制度の基幹施設になることは事実上困難である。
- 中小病院が専門研修連携施設（以下、「連携施設」という。）となっても常時専攻医の派遣を受けられる担保がなく、地域医療を支える医師の確保に多大な影響が生じる。

(2) 地方大学の地域枠制度や修学資金貸与制度の破綻

- 地域偏在を是正するための地域枠医師等は、一定期間、地域病院での勤務が義務付けられているが、領域によっては新制度の研修プログラムにおける地域病院での勤務期間との整合がとれていないため、専門医の資格が取得できなくなり、専攻医が義務年限を全うできず、地域医療を支える医師が減少する。
- 義務期間中に派遣される病院が希望する診療科の基幹施設または連携施設でなければ、専門医資格の取得を優先して修学資金を返還し、制度離脱する可能性がある。

2 地域における医師養成システムの崩壊

(1) 公立病院等の専門医養成に優れた「指導医」が活用されない

- 基幹施設の主たる認定要件は、指導医数や症例数など量的な基準で判断されることとなっているが、専門医を養成する施設の認定は指導医等の質やこれまでの実績も考慮されるべきであり、量的な基準のみにより優秀な指導医のいる病院が排除されるのは適当ではない。
- 専門医は優れた指導医のいる地方の公立病院等でも養成しており、これを大学病院等を中心に養成する仕組みに変更する必要性は全くない。

(2) 基幹施設でなければ初期臨床研修医も確保が困難

- 専門医の資格取得を念頭に初期臨床研修病院を選ぶことが想定されるため、基幹施設になれない病院は、これまで研修医を十分に育成していた病院であっても、今後、研修医に加え指導医クラスも確保できなくなり、医師の養成システムに影響が生じる。

3 専門性認定基準への疑問

(1) 専門医認定は施設基準ではなく専門性の程度で決めるべき

- 専門医の認定は指導医数や症例数を一定以上有するといった施設基準で判断するのではなく、医師が技術力や指導力などの程度の専門性に到達したかで決めるべきである。

(2) 基幹施設となるための必要な要件等は非公開のもとで決定

- 基幹施設となるための要件は非公開のもとで決定されたものであり、基幹施設となるために必要な指導医数や症例数などの根拠は十分説明されていない。

(3) 専門医を目指す研修医の意見聴取と反映が不十分

- ・ 新専門医制度の内容は専門医を目指す研修医に十分理解されているとは言いがたく、研修医にとって望ましい制度内容となっているかを検証する必要がある。

なお、専攻医の研修中における身分や給与の取扱いが未だ明らかとなっておらず、これらについても十分検討の上で制度を設計する必要がある。

以上の課題を解決することなく制度を実施した場合、国民の医療を受ける権利を脅かすことになりかねないことから、関西広域連合として、下記のとおり意見を表明する。

記

1 公立病院の基幹施設への位置づけ

新専門医制度において、地域医療を担う公立病院が基幹施設となり専攻医の採用や連携施設への派遣を行いやすくすること。また、連携施設であっても専攻医を採用できるようにすること。

2 日本専門医機構の運営に対する自治体病院等代表者の参画

専門医制度が地域の臨床現場の実態を反映したものとなるよう、自治体病院や日本病院団体協議会を構成する医療団体の代表者を日本専門医機構の運営に参画させること。

3 制度開始までに諸課題を解決

新専門医制度は法律に根拠を持つ制度ではなく、現在示されている内容で制度を開始した場合には問題点があまりにも多く、過去の医師臨床研修制度の導入時のように地域医療に多大な影響を及ぼす可能性があるため、国と専門医機構の責任において開始までに、諸課題を解決すること。

平成 28 年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

文部科学大臣 馳 浩 様

一般社団法人日本専門医機構理事長 池田 康夫 様

関西広域連合

連合長 井戸 敏三 (兵庫県知事)

副連合長 仁坂 吉伸 (和歌山県知事)

委員 三日月大造 (滋賀県知事)

委員 山田 啓二 (京都府知事)

委員 松井 一郎 (大阪府知事)

委員 荒井 正吾 (奈良県知事)

委員 平井 伸治 (鳥取県知事)

委員 飯泉 嘉門 (徳島県知事)

委員 門川 大作 (京都市長)

委員 吉村 洋文 (大阪市長)

委員 竹山 修身 (堺市長)

委員 久元 喜造 (神戸市長)

関西元気文化圏推進フォーラム「文化芸術の再発見」Ⅷの開催について

平成28年 5月19日
広域観光・文化・スポーツ振興局

「関西から日本を文化で元気にしよう」という「関西元気文化圏」の取組として、伝統的な文化芸術から近現代の文化芸術まで豊かに共存する関西の文化を新しい視点から考える上記フォーラム(第8回)を、下記のとおり「暮らしの中の“食”と“民芸”」をテーマに鳥取県で開催しますので、ご報告します。

1 日 時

平成28年7月30日(土) 13:30~16:00(予定)

2 場 所

とりぎん文化会館 小ホール(鳥取市尚徳町101番地5)

3 主 催

関西広域連合、関西元気文化圏推進協議会、鳥取県
(後援) 古典の日推進委員会、歴史街道推進協議会
(協力) 文化庁、鳥取民藝美術館

4 テーマ 「暮らしの中の“食”と“民芸”」

柳宗悦の唱える民藝の思想を実践的に展開し、その普及に尽力し、鳥取の地で新作民藝運動を起こした「民藝の母」吉田璋也の顕彰を広く発信するとともに、民芸が日常的な暮らしの中でどのように使われ親しまれているかを再発見する。

5 内 容

○伝統芸能上演

- ・大黒舞上演(円通寺人形芝居保存会)
- ・因幡の傘踊り(国府町因幡の傘踊り保存会美敷支部)

○基調講演「鳥取県の民藝運動と吉田璋也」

【講師】木谷 清人氏(鳥取民藝美術館常務理事/鳥取市文化財団理事長)

○トーク

「とっとりの“味”なお話し(仮)」

【出演】辰巳 琢郎氏(俳優)

○鳥取県の民芸品の展示

6 参加者

400名(入場無料)、事前申し込み(先着順)

7 関連催事

(1) 旧吉田医院特別公開

(7月30日 10:00~18:00)

(2) 鳥取民藝美術館入館料特別割引(フォーラム参加者は団体料金を適用)

(7月30・31日 10:00~18:00(31日は17:00まで))

第98回近畿ブロック知事会議の開催結果について

平成28年5月31日

広域連携課

平成28年5月19日（木）に大阪府内（リーガロイヤルNCB）で開催された「第98回近畿ブロック知事会議」の開催結果については、次のとおりです。

- 1 日時 平成28年5月19日（木）午後1時から3時まで
- 2 出席者 松井一郎知事（大阪府）〈会長〉、西川一誠知事（福井県）、鈴木英敬知事（三重県）、三日月大造知事（滋賀県）、山田啓二知事（京都府）、井戸敏三知事（兵庫県）、仁坂吉伸知事（和歌山県）、平井伸治知事（鳥取県）、飯泉嘉門知事（徳島県）、松谷幸和副知事（奈良県）

3 概要

(1) 国への提案要望

各府県からの提案内容に基づき意見交換を行った結果、近畿ブロック知事会として次の9項目について国に提言することとした。

① 防災対策の推進

- ・南海トラフ地震対策について、津波から逃げ切れない津波避難困難地域を解消するため、河川・海岸堤防、港湾・漁港施設の整備を推進するための重点的な予算配分や避難路及び避難場所等の津波避難施設の整備を促進するための十分な予算を確保すること。

② 子ども・子育て支援

- ・子どもの「最善の利益」を実現するため、里親制度や養子縁組をはじめとする家庭養護の提供を優先的に行う取組を促進すること。
- ・施設や里親のもとで暮らす子どもたちの自立に向けた支援を行うため、就労・進学への支援と退所後のアフターケアを担当する専任職員や就労体験における施設等と企業間の調整を行うコーディネーターを児童養護施設等に配置すること。
- ・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料等の無償化について、所得制限を撤廃・緩和すること。
- ・経済的理由により修学を断念しないよう、高校生就学支援制度に対する新たな支援制度の創設又は高等学校等修学支援金の支給額の増額を図ること。また、その対象を中学生まで拡大すること。

③ 地方創生の推進

- ・東京オリンピックに向けて首都圏の人材需要が高まり、今後更に人口集中が加速する懸念があるが、現在、大学卒業後の地域間移動を把握するための全国的な統計データがないことから、大学卒業後の地域間移動の流れを把握するため、学校基本調査において、「就職に伴う居住地の移転先」を調査項目として追加すること。

④ 産業の振興

- ・最低水準で推移している借入利率に比べ信用保証料率は相対的に割高感があることから、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、信用保証料率の引下げとそれに伴う日本政策金融公庫への再保険料の引下げを行うこと。
- ・マイナンバーカードの普及拡大を図るとともに、カードを活用した消費喚起を図るため「マイキープラットフォーム」を早期に構築し、地域経済の好循環を創出すること。

⑤ 農林水産業の振興

- ・TPP発効に対する生産者の不安を払拭するため、協定締結の影響等について情報開示を行い、責任主体として対応すること。
- ・中山間地域等の小規模経営体が安心して経営に取り組めるよう、「守り」の対策を効果的に実施するため、地域の特色を活かしたきめ細かい対策を行うことのできる新たな交付金制度を創設すること。
- ・ジビエの利活用を推進するため、鳥獣被害防止特別措置法の改正等を機に、ジビエの安全・安心等を確保する仕組みづくりを推進すること。また、捕獲から加工処理、販売まで関わる事業者が主体的に取り組む衛生管理などに対する支援を充実すること。

⑥ 地方財源の確保

- ・地方財政計画における多額の財源不足を解消するため、折半対象財源不足が解消し剰余財源が生じた場合も、国の債務縮減ではなく臨時財政対策債による財源補てんの解消に充てること。

⑦ 地域医療の充実

- ・構築が進められている新専門医制度により、専門医を目指す若手医師が都市部の大規模病院に集中することがないように、地域医療を担う公立病院が基幹施設となり、専門医を目指す医師の採用や連携施設への派遣を行うことができるよう制度を見直すこと。

⑧ 障がい者の芸術文化の振興

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムについて、日本各地において多彩なプログラムが開催され、レガシーとして次世代へ継承していくなど、国を挙げて取り組むこと。
- ・障がい者の芸術文化振興について、文化プログラムに位置付け、国が主体的に取り組むとともに、地方でタイアップする取組については国も参画し、財政措置を行うこと。

⑨ 広域インフラの整備促進

- ・国土強靱化や地方創生のための基盤づくりの観点から、山陰自動車道、山陰近畿自動車道等の高速道路網の整備や、山陰新幹線・四国新幹線などの高速鉄道網の整備の促進を図ること。
- ・災害リスクに備えた国土強靱化の観点から、日本海側のガスパイプライン整備を促進するとともに、メタンハイドレート等の新エネルギー資源に係る研究開発を促進すること。

(2) 取組紹介（あいサポート運動）

- ・本年4月に施行された障害者差別解消法と「あいサポート運動」は、障がいのある方もない方も共に暮らしやすい共生社会を作ることとを目的とし、障害者差別のない社会の実現につながるものであることから、この運動を全国展開していくため、近畿ブロック知事会構成府県においても趣旨に賛同いただき、協力をいただくよう依頼した。

平成28年度中国地方知事会第1回知事会議等の開催結果について

平成28年5月31日
広域連携課

平成28年5月23日(月)に島根県松江市で開催された平成28年度中国地方知事会第1回知事会議等の開催結果は、次のとおりです。

1 平成28年度中国地方知事会第1回知事会議

- (1) 開催日 平成28年5月23日(月)午後0時30分から3時15分まで
- (2) 開催場所 ホテル一畑
- (3) 出席者 平井鳥取県知事、溝口島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事
- (4) 主な内容

①共同アピール(意見交換)

○以下の6項目について、共同アピールを採択した。【資料1】

- ・「人口減少克服・地方創生」に向けて
- ・地方税財源の充実について
- ・地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について
- ・防災・減災対策等の推進について
- ・環太平洋連携協定(TPP)の発効を見据えた農林水産業の振興について
- ・住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

○地方税財源の充実に関連し、景気の回復による余剰財源を国の負債軽減に活用しようとする動きが見られることから、引き続き、十分な地方交付税の総額の確保が必要との意見が出された。

○基盤整備に関連し、2020年の訪日外国人観光客4000万人の目標を進めるに当たっては、CIQ(税関・出入国管理・検疫・動植物検疫)の体制拡充が不可欠であるといった意見が出された。

②広域連携の取組

○広域連携部会の各担当県から各部会の平成27年度の取組状況及び平成28年度の取組方針について説明を行った。

広域防災部会・中山間地域振興部会(島根県)、家畜防疫広域連携部会(鳥取県)、スギ花粉症対策部会(岡山県)、地域医療確保対策部会・公衆衛生活動チーム部会・農業(技術)大学校等広域連携部会(広島県)、地域産業振興部会(山口県)

○「家畜防疫広域連携部会」については、昨年度の鳥インフルエンザに係る消毒ポイント等の情報共有マップ作成に引き続き、口蹄疫に係る情報共有マップの作成のほか、鳥インフルエンザも含めた防疫資材の県間融通等の体制構築等を進めることが報告された。

○「公衆衛生活動チーム部会」及び「農業(技術)大学校等広域連携部会」については、災害時の公衆衛生活動に係る相互連携体制が確立したことや、各種講座等における学生の相互受入れ等の体制が整ったことから、部会としての検討を終了することとなった。

○「地域医療確保対策部会」については、中国5県ドクターヘリの広域運航時における費用負担を見直し、平成27年3月31日に覚書を締結していることから、鳥取県のドクターヘリ導入後、あらためて検討を再開することとした。

○なお、村岡山口県知事から、熊本地震で九州地方知事会が実施した、被災市町村毎に応援県を割り当てるカウンターパート方式の導入を検討し、中国5県災害応援時協定に基づく支援・受援マニュアル等に反映させていくことが提案され、今後、広域防災部会で検討を進めることとなった。

③核兵器廃絶と世界恒久平和を求める特別声明【資料2】

アメリカ合衆国のオバマ大統領が平成28年5月27日に初めて広島市を訪問することを踏まえ、平井鳥取県知事の提案により、身をもって核兵器が非人道的な兵器であることを経験した広島県をメンバーに有する中国地方知事会として、オバマ大統領の決断に敬意を表するとともに、全世界に対して核兵器廃絶と恒久平和を求める特別声明を発出することとした。

④その他

- 平成29年度国の施策に関する提案の項目について確認された。
- 公益財団法人都道府県会館の役員選出ルールが変更されたことについて報告された。

2 平成28年度第1回中国地域発展推進会議

- (1) 開催日 平成28年5月23日(月) 午後3時20分から4時30分まで
- (2) 開催場所 ホテル一畑
- (3) 出席者 中国地方5県知事
中国経済連合会会長
中国地方各県商工会議所連合会等の代表者(広島県商工会議所連合会は欠席)

(4) 主な内容

①インバウンド観光の推進について

- 中国地域観光推進協議会のインバウンド誘致推進委員会と中国地方知事会の海外観光客誘致部会が統合され、平成28年4月に設立された「インバウンド誘致強化委員会」から新たな組織の概要と平成28年度の事業計画が説明されたほか、「せとうち観光推進機構」及び「山陰観光推進機構」の取組の現状が説明された。
- 経済界側から委員会や各機構の取組に期待する意見が出され、知事会側からも官民が一体となって、山陰側と山陽側の観光ルートを連携させながら、中国地方のインバウンドに取り組んでいく意向が表明された。

②温暖化対策について

- 中国地域に向け、省エネルギー・節電を呼びかける共同アピールを採択した。【資料3】

3 平成28年度中国圏広域地方計画推進会議

- (1) 開催日 平成28年5月23日(月) 午後4時40分から4時55分まで
- (2) 開催場所 ホテル一畑
- (3) 出席者 中国地方5県知事
中国地方5県県議会議長
- (4) 主な内容 平成29年度中国圏の発展推進に関する提案の編成等

「人口減少克服・地方創生」に向けて

昨年実施された国勢調査により、我が国が本格的な人口減少社会に突入したことが鮮明になった。さらに、東京都への転入超過は、2012年以降4年連続で増加しており、東京一極集中の傾向も依然として続いている。

このため、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行しており、今後、そのスピードがさらに加速すると見込まれることから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

この課題解決に向けては、地方自ら、地域が直面している課題について考え、創意工夫しながら主体的・自立的に、魅力ある地域づくりの取組を進めると同時に、国においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」に掲げた「東京一極集中」を是正する、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」の3つの基本的視点に沿って、強力に政策を推進していくべきである。

中国地方知事会は、国家的課題である「人口減少克服・地方創生」の推進に向けて、引き続き、国と一丸となって取組を進める決意であり、国においては、地方が地域の実情に応じた取組を推進できるよう、次の事項について強く求める。

1 地方への分散のために

(1) 「地方」への移住・定住

地方暮らしの魅力をもPRする継続的なキャンペーンやマスメディアを活用し、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住者の住まいや就職等に対する支援、移住相談窓口の充実など、地方が独自に取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

(2) 企業の地方分散

東京一極集中を是正し、全国各地で多様で活力ある地域を創出するため、国は、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転

について、数値目標を設定するとともに、企業の相談窓口、情報発信の拠点となる施設を設けるなどにより、促進すること。

また、企業が地方に移転する上でのインセンティブがより高まるよう、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、税負担の軽減を拡充すること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方移転を行うとされた機関については、その具体化に向けた関係者間協議を、国が主体となって精力的に進め、速やかな移転実現を図ること。

また、移転に伴う用地の確保、施設の整備、職員住宅の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、移転後の国の機関としての機能確保や、共同研究の実施など地方関係機関との連携を踏まえ、適切な体制を整えること。

併せて、東京一極集中の是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転を今回限りの一過性のものとすることなく、今後も国家戦略としてさらなる移転に取り組むこと。

なお、今後の取組を進めるに当たり、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、中央省庁の移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行うこと。

(4) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の 신설や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域に必要な人材の育成や、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(5) 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の検討

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想については、受け入れ側と

なる地方において、財政負担の増加、介護施設やサービス付き高齢者向け住宅の確保、医療・介護人材の確保・育成等への懸念があり、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直し、サービス付き高齢者向け住宅の地域の特性に応じた要件の緩和など、都市部の高齢者が移住しやすい環境づくりも含め、地方の実情に十分即した形で検討し、円滑な実現を図ること。

2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

(1) 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望どおり結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実など、切れ目のない支援制度づくりを進めること。

また、結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開や、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発などにより、若年層の関心を高め、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。

(2) 地域の実情に応じた取組への支援制度の充実

国の平成28年度当初予算に計上された地域少子化対策重点推進交付金については、従来の地域少子化対策強化交付金に比べて事業内容が限定されるなど、採択要件が厳格化されていることから、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとするとともに、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減等

子どもは国の未来を担う存在であり、社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・幼稚園等の保育料の負担軽減について、思い切った施策を講じること。

なお、子育て支援に係る医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

(4) 保育サービスの充実及び財源の確保

子ども・子育て支援新制度において、保育サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、深刻な保育士不足を解消するため、保育士の処遇を抜本的に改善し、保育士の確保に向けた取組の拡大を図ること。

また、地方において効率的・効果的な保育事業が実施できるよう、3府省に分かれた施策が一体的に執行できるよう制度の見直しを図ること。

さらに、保育士不足やその他保育に係る課題は各県や地域で異なることから、それぞれの実情に応じて、柔軟かつきめ細かに対応できる施策を機動的に実施できるよう、保育サービス全般に活用できる交付金の創設など、自由度の高い財政的な支援等の措置を講ずること。

(5) 女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育て・介護に関する制度を利用しやすい職場風土の醸成や、女性の就業継続や再就職、起業・創業支援、男性の家事・育児・介護の分担に対する意識改革、保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童対策、介護休業制度が利用しやすい環境づくりや介護サービスの充実などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境を整えること。

また、税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を行う企業の支援を充実させること。

(6) 三世代同居・近居の促進

祖父母など世代間で助け合いながら子育て、孫育てができるよう、新たに措置された三世代同居住宅の新築・改築への支援や、所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。

3 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

(1) 地域産業の競争力強化

地方の企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、中山間地域特有の「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。

(2) 外国人観光客の受入促進

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備に取り組むこと。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、新規就業者の確保・定着、経営感覚に優れた経営体の育成、6次産業化、輸出拡大への支援など農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

(4) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。
また、地方企業が東京圏在住者に対して情報提供や相談対応ができる場や人材獲得に係るコストの低減につながるサテライト採用面接会場の設置など、マッチングのための環境を充実させる施策を講じること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律の基準で地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏や小さな拠点の形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

4 人口減少克服・地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、地方創生推進交付金については、地方が地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえて施策展開を図れるよう規模を拡大し、継続的なものにするとともに、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、対象となるハード事業の拡大など、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

5 地方自らが創意工夫を発揮するために

(1) 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、「提案募集方式」において地方から提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

なお、移譲が、提案の一部の限定的、断片的な事務・権限に留まることのないよう配慮するとともに、「検討を行う」などとされた提案については、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、

提案が早期に実現するようスピード感を持って取り組むこと。

また、地方版ハローワークの検討に当たっては、国と同等の機能を持つ地方版ハローワークでなければ大きな効果は期待できないことから、地方側と十分協議を行い、地方の実情に即した制度設計とするとともに、十分な財源措置を講じること。

さらに、「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

(2) 地方創生を支える基盤の整備

高速道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の対策等をはじめとした地方創生の基盤ともなる対流促進型国土の形成や、港湾機能の強化や空路の充実、鉄道の高速度化など、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地方税財源の充実について

平成28年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.7兆円となったが、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで0.1兆円増の61.7兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、前年度に比べて0.7兆円減となり発行抑制が図られたものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

そもそも国の目標を理由に地方交付税総額を縮減することは、アベノミクス効果が十分に浸透しておらず大幅な地方税の増収が期待できない地方部において、地方創生という新たな政策課題への取り組みに必要な地方の財源保障機能を弱めるものである。

加えて、社会保障と税の一体改革については、平成28年度税制改正において、消費税率10%に引上げの際に、軽減税率を導入されることとなったものの、その代替財源は具体的に示されておらず、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。

こうした状況の下で、今後も、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

については、真に地方分権時代にふさわしい、地方創生に資する国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生

なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係経費の増をはじめ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするために必要不可欠なものであり、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、平成28年度から導入されるトップランナー方式は、「一律の歳出削減」となる懸念がある。歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないように需要に復元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) 近年の地方財政計画における地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減などで吸収し、また、歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。

そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定にあたっては、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、地方財政対策として歳出特別枠を実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

(4) 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成27年度補正予算において1,000億円の地方創生加速化交付金及び平成28年度当初予算において1,000億円の地方創生推進交付金が措置されたところであるが、今後も、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、こうした施策を確実に展開できるよう規模を拡大し、継続的なものにするとともに、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、より自由度の高い内容にするなど、さらなる拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするるとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

(6) 国の経済対策等に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

(7) 法人課税改革に伴う地方法人課税の見直しについて、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

(8) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、平成28年度与党税制改正大綱において、市町村が主体

となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、税制等の新たな仕組みを検討することとされたが、その検討にあたっては森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、既存の森林環境税等との関係などの課題についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。

(9) 車体課税の見直しについて、環境性能割で確保できない減収分については、地方財政計画において確実に措置を講ずること。また、平成29年度税制改正における自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に際し、今後、仮に自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方団体に減収が生ずることのないよう、具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

(10) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

(11) 南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設の耐震化等を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、平成29年度以降も制度を延長するとともに、補助事業に係る地方負担額も対象とするなど、制度の拡充を図ること。

2 社会保障と税の一体改革

(1) 厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成27年度税制改正大綱に示されたとおり、平成29年4月において消費税率10%への引上げが必要だと考えるが、万が一経済状況によって引上げを延期する判断を行う際には、増嵩する地方の社会保障財源を確実に確保するため、必要な財源措置を行うこと。

(2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県において安定的な財政運営ができるよう十分に検証した上で、具体的な制度設計を行うこと。

また、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国保の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。さらに、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

(4) 消費税率の10%への引上げの際の軽減税率導入にあたっては、減収分の代替税財源を確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。また、国民や中小事業者に混乱が生じないように、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援に努めること。

(5) 平成29年度税制改正に際し、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率の引上げに伴う医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

(6) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(7) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意

して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

なお、引き続き、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

- (8) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方との緊密な連携の下、システムの安定性を確保し、セキュリティについて技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じるとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史や自然など豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進めるためのインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

については、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道の供用済区間は未だ4割程度に留まり、鳥取県、島根県及び山口県には未事業化区間もあるなど、中国地方には依然として長い高速道路ネットワークのミッシングリンクが存在しており、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。

また、高速道路ネットワークは大規模災害時において、救急活動や緊急物資輸送、復旧活動の支援等の重要な役割を担っており、防災・減災、国土強靱化の観点から早期整備が必要となっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算を十分に確保した上で、山陰道の事業中区間のより一層の整備促

進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

暫定2車線区間については、高速道路ネットワークの機能強化と安全性や走行性の確保のため、早期に必要な区間の4車線化や付加車線整備等を行うほか、早急な措置として注意喚起等の対策の促進を図ること。

2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金制度のさらなる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいことから、地域の実情に応じた料金施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対しては、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進のため、所要の予算を確実に確保した上で、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などもにらみ、山陰における高速鉄道網の整備の実現に向けた進捗を図ること。

5 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保による、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。
- (2) 今後更なる増加が期待される訪日外国人の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における国際定期便やチャーター便等に柔軟な対応ができるようC I Q体制の一層の整備を図ること。

6 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送のミッシングリンク解消は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。
ついては、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

(4) 近年、中国地方へのクルーズ船の寄港数増加は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらしており、観光・交流の拠点として港湾機能の強化が不可欠なものとなっている。

については、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

防災・減災対策等の推進について

「平成28年熊本地震」は、熊本県を中心に、甚大な被害をもたらしている。

この度の大地震により犠牲となられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

この大規模災害に対し、これまでも中国ブロック各県においては、被災地支援に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図ってまいり所存である。

近年、全国各地において、局地化・集中化・激甚化する豪雨により、水害や土砂災害が相次いでいる。「平成26年8月豪雨」では、広島・山口両県を中心に発生した土砂災害により、また、「平成27年9月関東・東北豪雨」では、堤防決壊等により、甚大な被害がもたらされた。

そして、この度の熊本地震では、交通インフラが寸断され、災害対策拠点となる施設等の損壊や大規模な土砂災害が多数発生している。

このため、中国地方各県も協力し、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速に災害復旧を図るとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

さらに、老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会資本の安全性や機能の低下が懸念されているところである。

こうした中、国においては、平成27年9月に「防災推進国民会議」を立ち上げるとともに、平成28年度予算において、防災・減災対策やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」を重点分野に掲げるなど、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害の未然防止や災害時の被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

- (1) 普段の生活形態や、地域、学校及び企業・団体などの対象に応じた情報発信を充実・強化するとともに、報道機関と連携した普及啓発や、防災訓練・防災教室の実施の推進を図るなど、あらゆる機会・手段を通じて、国民が災害から命を守るための行動を促す取組を加速化すること。
特に、企業・団体の従業員等において、避難場所・避難経路等の確認や非常持出品の準備などの取組が進むよう、産業界等に対し強力に働きかけること。
- (2) 地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとした取組について、十分な財政措置を行うこと。

2 総合的な土砂災害対策の推進について

- (1) 平成26年8月の豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。
については、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (2) 近年の豪雨災害を踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、被災地以外の地域においても、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援に配慮すること。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援に配慮すること。

3 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等の防災・減災対策を早期に行い国土の強靱化を推進していく必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。

また、大地震等による被害を可能な限り軽減するためには、建築物等の耐震化を着実に進めていく必要があることから、次のとおり、支援の拡充を図ること。

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する水害や高潮災害から国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

(2) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保するため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(3) 建築物の耐震化の促進

不特定多数の者等が利用する大規模建築物、地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物や、緊急輸送道路・避難路等沿道建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物の補強設計・耐震改修費用及び防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用に対する国の支援の更なる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。

また、社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講ずること。

併せて、私立幼稚園における耐震化補助について予算拡充を行うとともに、平成26年度から新設された、幼稚園以外の私立学校に対する耐震改築工事への補助について、期間を延長し、補助単価の引上げと予算規模の拡充を図ること。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、平成29年度以降も制度を延長するとともに、補助事業に係る地方負担額も対象とするなど、制度の拡充を図ること。

(4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。併せて、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や付加車線の早期整備を促進すること。

また、落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

4 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12~24時間先の降水予測(メッシュ情報)の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

(3) 活断層の位置・形状や活動履歴等、未確認の断層も含めた活断層の実態や地震・津波の予測精度の向上など、地震に関する調査研究を強化すること。

5 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、必要な維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

6 平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

平成28年熊本地震で被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じるとともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受入れなど、被災地に幅広い支援を行っている自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

環太平洋連携協定（TPP）の発効を 見据えた農林水産業の振興について

環太平洋連携協定（TPP）は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築するものであり、発効すれば経済活動の自由度が高まるとして、経済界などから生産拡大や海外展開など様々な効果が期待されている。

農林水産業についても、TPPの活用促進により新たな市場開拓が期待されるものの、一方で、現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢が、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、輸入農林水産物との競合など、非常に厳しい状況にある中、米や畜産分野をはじめとする農産物重要品目について、関税率の削減や国別輸入枠の新設などにより、国内農林水産業への影響が懸念される。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等条件不利地域の多い中国地方においては、特色ある地域資源を生かしながら、農林水産業の収益性を高めるための努力をしてきたところである。

については、こうした地域の特色のある取組が将来にわたって持続的に発展できるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手の育成や産地形成、ブランド化、輸出拡大の支援など、総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講じるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 TPPへの対応

- (1) TPPについて、引き続き正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

- (2) 平成28年秋を目途に具体的内容を詰めることとしている農林水産業の成長産業化を一層進めるための戦略等については、現場や地方の意見を十分に反映させたものとする。
- (3) TPPが発効した場合には、麦のマークアップや牛肉関税の減少などにより、農林水産予算の確保に支障を来さないようにすること。

3 園芸産地の育成及び担い手確保支援

土地条件の悪い中山間地域においては、施設野菜など土地生産性の高い園芸作物の推進が求められている。

については、収益性の高い園芸産地の育成と、担い手不足が深刻な園芸産地における新たな担い手の育成確保を図る取組を一層推進するため、施設整備や生産支援について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

4 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地集積と集約化を進めていくためには、農地の受け手となる担い手育成が必要であり、農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、基盤整備と連動した施策を含め、引き続き十分な予算を確保すること。

5 経営安定対策の充実

- (1) 生産者の不安を払拭するため、現在検討されている「収入保険制度」の早期導入など、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティーネットの充実強化を図ること。
- (2) 規模拡大やコスト削減に限界がある中山間地域において、農地保全や集落の維持・活性化につながるよう、中山間地域等直接支払制度の充実を図ること。

- (3) 農林水産業の生産を支え、地方創生、国土強靱化等を進めるうえで重要な役割を担っている基盤整備について、必要な予算を安定的に確保すること。
- (4) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく「指定生乳生産者団体制度」のあり方の検討にあたっては、生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化や需給調整による生乳の安定供給を図るという本制度が有する機能に配慮すること。

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われ、100 dB を超える航空機騒音が測定されている。さらに、民家土蔵の倒壊、窓ガラスの破損などの実害も生じており、依然として事態の改善が図られていない状況にある。

平成25年8月末に、国（防衛局）は、島根県及び広島県に騒音測定装置を各1台設置し、測定開始から2年以上経過している。今後、この測定結果をふまえた具体的な対応が必要である。

また、オスプレイについては、現在、岩国基地を利用した飛行訓練が実施されているが、平成25年3月、初めて飛来した際には、飛来の期間、機数、予定される飛行訓練の種類、飛行高度、訓練ルート等が示されたものの、その後においては、普天間基地を出発する当日、飛来する可能性がある機数と到着のおおまかな時間帯に関する情報が提供されているにすぎず、関係自治体や地域住民に、飛行ルートなど訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま飛行訓練が実施されている。

さらに、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等の岩国移駐が予定される中、騒音被害や事故発生の危険性の増大等が懸念されている。

ついては、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。

(4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図ること。

2 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

また、オスプレイについても、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

さらに、今後、横田基地に配備される予定のオスプレイについても、仮に中国地方へ影響が及ぶ場合には、適切に情報提供を行うこと。

3 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

核兵器廃絶と世界恒久平和を求める特別声明

71年前、人類史上最初の核兵器である原子爆弾が投下され、灼熱の閃光と爆風により、広島街は一瞬にして壊滅し、多くの尊い生命が失われ、数え切れない人々が傷ついた。

身をもって核兵器が非人道的な兵器であることを経験した広島県を抱く中国地方各県にとって、核兵器のない平和な国際社会の実現は、長年にわたる大きな願いであるが、世界には依然として、全ての生命を消滅させるのに十分な数の核兵器が存在し、核兵器の拡散・使用のリスクは地球規模で増大している。

この度のオバマ大統領の広島訪問は、核兵器廃絶に向けたプロセスの進展が停滞する中、全世界に勇気を与える歴史的な英断であると受け止め、中国地方知事会として、高く敬意を表するものである。

また、原爆死没者に対し哀悼の意を表するとともに、以下を要請する。

1 核兵器廃絶に向けて

世界の政治指導者たちが広島を訪問し、核兵器の非人道性を自身の目で確かめた上で、核兵器廃絶に向けた新たな一歩を踏み出すこと

2 世界の恒久平和を求めて

全世界が核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて努力すること

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

ライフスタイルを見直し、省エネ・節電を進めよう

昨年12月のCOP21において、すべての国と地域が温室効果ガス排出削減に取り組むことを約束する、新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、国際的な地球温暖化対策の重要性はますます高まっています。わが国も「2030年度に2013年度比26%削減」という温室効果ガス削減目標を掲げており、その達成には昨年7月に策定された長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）の実現が不可欠となっています。

こうしたなか、わが国でのエネルギー供給を巡る状況は依然として厳しく、火力発電所の高稼働を続けることで必要な供給力を確保している状況であり、今後のエネルギー供給は、安全性を大前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コスト化や環境負荷の低減を図ることが強く望まれています。一方、エネルギーを消費する側も、これまでのライフスタイルを見直すなどの努力を続けていくことによる徹底した省エネルギーの取組が求められています。

私たちは、平成23年度から、これまでのライフスタイルを今一度振り返ることの呼びかけを行い、皆さまとともに省エネ・節電に取り組んでまいりました。引き続き、夏場の軽装、空調や照明・パソコンの使い方の見直しなど様々な節電を実践するとともに、エコドライブの推進、エコカー・省エネ設備の導入などを図ってまいります。

中国地域の皆さまにおかれましても、これまで以上に家庭や事業所において省エネ・節電に取り組むことで、低炭素社会に向けたライフスタイルを実践していただくとともに、これらの取組を一層、地域で広げていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

平成28年5月23日

中国地域発展推進会議

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
中国経済連合会会長	山下隆
鳥取県商工会議所連合会会長	藤縄匡伸
島根経済同友会代表幹事	宮脇和秀
岡山県商工会議所連合会会長	岡崎彬
広島県商工会議所連合会会長	深山英樹
山口県商工会議所連合会会長	川上康男

平成27年度「県民の声」の受付状況等について

平成28年5月31日
県 民 課

県民の皆様からの県政に対するご意見、ご提言等を県政に反映することを目的に、「県民の声」制度を設けており、この度、平成27年度の受付状況等がまとまりましたので報告します。

1 受付件数及び担当所属へ対応を依頼した延べ件数

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受 付 件 数	1,589件	1,709件	1,390件
対応依頼延べ件数	2,758件	3,231件	2,858件

※ 受 付 件 数：1枚の書面に複数のご意見が記載されていても1件とカウント。

※ 対応依頼延べ件数：1枚の書面に複数のご意見が記載されている場合や、1つのご意見が複数の所属に関わる場合など、担当所属に対応を依頼したご意見等の延べ件数。

2 分野別件数（主なもの 対応依頼延べ件数ベース） (単位：件)

①観光振興	②学校教育	③道路整備・維持管理	④県職員の対応等	⑤広報・広聴等	⑥自然環境の保全
219	193	181	177	154	150
⑦庁舎管理、県立施設等	⑧動植物保護	⑨交通安全・マナー	⑩景観・自然公園	⑪組織・人事・福利厚生	⑫財産管理・会計等
137	113	96	96	96	92

3 受付方法 (単位：件)

電 話	電子メール	専用フォーム(HP)	郵 便	来 庁	ファクシミリ	その他 (Facebook)	合 計
432	374	257	211	100	15	1	1,390

4 県政への反映（対応）状況

(1) 反映（対応）した件数

148件

(うち平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算で措置した件数は43件53事業)

(2) 主な意見と反映（対応）状況

ご 意 見 等	反 映 (対 応) 状 況
① とっとり花回廊の女性用トイレの便座が黄ばんでいるなど状態が悪い。また園内各館の木製床板の塗装がはがれ汚い印象を受けるので補修すべき。	来客用女性トイレの改修及び園内各館の木製床板の塗装等の補修を行った。
② 安心トリピーメールで道路の通行止め情報等が入るが、国道番号と交差点名のみでは場所が特定できない。市町村名を記載してほしい。	市町村名や地名を明記するなど、分かりやすい情報提供を行うこととした。

ご意見等	反映(対応)状況
③ 収容される犬猫を減らすために、県で動物愛護の普及啓発用パネルを作成して、貸し出しを行ってほしい。	動物愛護の普及啓発用パネルを作成し、希望者へ貸与することとした。
④ 平成28年度のインターハイに向けて、県立武道館(米子市)の施設改修をしてほしい。 ○ 弓道場の矢取道の出入口に下駄箱及びすのこの設置 ○ 矢取道に屋根の設置	インターハイでは主道場で弓道競技を行うこととしており、弓道場(近的射場、遠的射場)は使用しないが、練習会場となることから下駄箱の設置を行った。なお、矢取道の上屋について、近的射場は整備済みであり、遠的射場については今後の整備に向けて検討中である。
⑤ 園芸作物の生産に転換できるよう改良事業を進めるべき。	新たに「田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業」をスタートし、園芸作物の生産に必要な農地の排水対策を支援することとした。
⑥ 県民の声に対する県からの回答が県HPで紹介されているが、受付月ごとにグループ化されており、新規に掲載されたものを探しにくい。	新規に掲載したものが上部に表記されるよう、回答月ごとにグループ化するよう改めた。
⑦ 保育料や小児医療費助成などの子育て関連事業に他県と大きな違いがありません。	保育料について、平成27年9月から第3子以降の保育料無料化を実施した。 小児医療費助成については、平成28年4月から助成対象を18歳に達する日以後の最初の年度末までに拡大した。(従前は中学校卒業まで)
⑧ 薬剤師を目指して頑張っている学生に対する経済的支援策を講じてほしい。	平成27年9月に鳥取県未来人材育成奨学支援助成金制度を創設し、薬剤師も対象業種とした。
⑨ 鳥取市八千代橋の高欄(欄干)の白うさぎのレリーフがさびていて印象が悪い。塗装し直してはどうか。	さびが表面に浮き出ないように処理を施した上で、塗装を行った。
⑩ 八頭町米岡地区の丁字路付近の歩道に車が入ってきて危険。対策を講じてほしい。	車が入れないよう歩道と車道との間に防護壁を設置した。
⑪ 県道22号線(倉吉青谷線)の湯梨浜町方地入口のカーブミラーは、『横断歩道あり』の標識が映り込み見えにくい。	カーブミラーへの標識の映り込みについて、当該標識の管理者である倉吉警察署と協議の上、標識が移設された。
⑫ 県道291号線末広通りに面している店舗が歩道に看板などを出しており危険である。	看板、のぼりを歩道に設置している店舗に撤去するよう指導した。また地元商店街振興組合等の協力も得ながら定期的にパトロールを行い必要に応じて指導等を行うこととした。

とっとり移住応援メンバーズカードの発行について

平成28年5月31日
とっとり暮らし支援課
女性活躍推進課

鳥取県への移住を検討される方を産学官金労言が一体となって応援する「とっとり移住応援メンバーズカード」の発行記念セレモニーを開催し、女性のストレスオフ日本一や暮らしやすい環境など、移住定住を促進するための鳥取県の強みを大々的にPRしました。

1 日時

平成28年5月24日(火)
午前11時30分から午後0時15分まで

2 場所

とっとり・おかやま新橋館 2階 催事スペース
(東京都港区新橋1-11-7 新橋センタープレイス)

3 内容

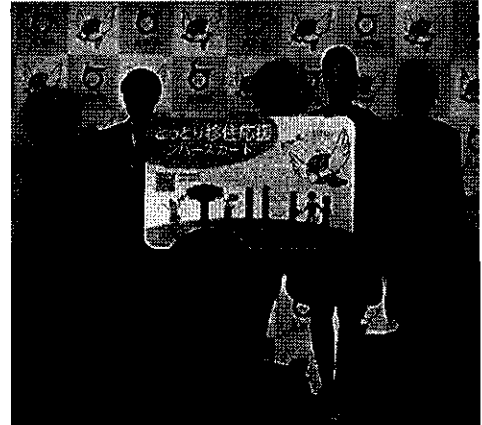
- 知事による鳥取の暮らしやすさのPR
- 「女性のストレスオフ県」日本一について(株)メディプラス研究所)
- 知事と遼河はるひ(女優・タレント、元宝塚歌劇団)さんとの鳥取県に関するトーク
- 遼河はるひさんへの「とっとり移住応援メンバーズカード」の進呈
※遼河はるひさんより「鳥取へのプチ移住に興味がある」旨の前向きな発言があった。

4 参加メディア(全22社)

- ・テレビ(6社):TBS、テレビ神奈川、千葉テレビ、テレビ埼玉、日本海テレビ
- ・新聞等(9社):毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、デイリースポーツ 他
- ・雑誌(6社):宝島社『田舎暮らしの本』、ダイヤモンド社『地球の歩き方』 他
- ・WEB(1社):ジョルダン

<放映・掲載状況(5/25時点)>

- ・テレビ:千葉テレビ情報番組『シャキット!』、テレビ埼玉情報番組『マチコミ』
- ・新聞:サンケイスポーツ、日本海新聞、山陰中央新報
- ・WEB:ヤフーニュース、ジョルダンニュース、TOKYO HEADLINE 等多数
- ※遼河はるひさん自身もオフィシャルブログでセレモニーを紹介されています。



◆「とっとり移住応援メンバーズカード」制度について

産学官金労言で構成する「来んさいな住んでみないやとっとり県民会議」による県民挙げて、移住希望者を徹底応援する制度として開始した。

【平成28年4月20日(水)】「来んさいな住んでみないやとっとり県民会議」で制度立上げ。申請受付開始。

【平成28年5月24日(火)】メンバーズカードの発行開始。協賛企業によるサービス提供開始。

〔制度概要〕

- 交付対象者 鳥取県への移住を検討される鳥取県外在住者(登録無料)
- 発行機関 鳥取県移住定住サポートセンター(ふるさと鳥取県定住機構)
- 有効期間 発行から3年間
- 発行枚数 初年度1,000枚程度(予定)
- 協賛店舗数 約600店舗(5/25時点)
- 優待内容 県内を中心とした店舗等での各種サービス
・移住前後に役立つ豊富なメニュー
<特徴的メニュー>
・来県移動支援、教育・育児支援、文化・観光施設等利用支援 等



鳥取県への移住キャンペーンの実施について

平成28年5月31日
とっとり暮らし支援課

鳥取県への移住を検討される方を産学官金労言が一体となって応援する「とっとり移住応援メンバーズカード」の発行（平成28年5月24日）のタイミングに合わせ、その前日の平成28年5月23日（月）から、首都圏での移住情報発信拠点である「ふるさと回帰支援センター」がリニューアルオープンする平成28年7月22日（金）までを「とっとりへの移住をPRするキャンペーン」と位置付け、メディアへのPRキャラバン、PRイベント等による情報発信等を重点的に実施することにより、鳥取への移住定住促進を図ります。

1 キャンペーンの全体スケジュール

5月23日（月）	◆首都圏メディアへのPRキャラバン ◆移住ナイター相談会（東京）
5月24日（火）	◆とっとり移住応援メンバーズカード発行セレモニー（東京）
6月11日（土）	◆鳥取来楽暮カフェ（移住休日相談会）（大阪）
6月26日（日）	◆鳥取県I J UターンB I G相談会（東京）
7月22日（金）	◆ふるさと回帰支援センターリニューアルオープン（東京）

2 現時点までの実施状況

(1) 首都圏へのメディアキャラバン（5/23）

テレビ局、移住関連雑誌社を訪問し、鳥取の住みやすさ等の移住定住に関する情報提供と、翌日のとっとり移住応援メンバーズカード発行セレモニーへの取材を依頼しました。

<移住関連出版社>

宝島社『田舎暮らしの本』、第一プロGRESS『TURNS』、天夢人『SINRA』、新聞編集センター『定年時代』、ダイヤモンド社『地球の歩き方』、旅行読売出版社『旅行読売』

※各社とも、次号以降の掲載を確約いただいた。

旅行読売からは「現地取材を検討」との回答あり。

<テレビ局>

テレビ埼玉

※森のようちえんまるたんぼう代表西村早栄子氏、元気づくり推進局森川局長が23日の情報番組に生出演しカードをPR。セレモニー翌日25日にはセレモニーの様子が放映された。



(2) 移住ナイター相談会（5/23）

移住を検討される方の相談に対し、（公財）ふるさと鳥取県定住機構のコーディネーターが対応しました。

〔時間〕 平成28年5月23日（月）

午後6時から8時30分まで

〔会場〕 とっとり・おかもま新橋館（東京都港区）

〔相談者〕 4名（大学生）



(3) とっとり移住応援メンバーズカード発行記念セレモニー

※詳細は「とっとり移住応援メンバーズカードの発行について」を参照

3 今後の計画

(1) 移住相談会での情報発信

鳥取来楽暮カフェ（6/11 大阪）、鳥取県I J UターンB I G相談会（6/26 東京）で相談者等に対し、情報発信を実施します。

(2) ふるさと回帰支援センターリニューアルオープン（7/22）

同センター内の鳥取専用ブースの新規開設に合わせ、イベント実施等により大々的にPRします。

※ふるさと回帰支援センター（東京交通会館内／JR有楽町駅前）

・田舎暮らしやIJUターン等をサポートするNPO法人。全国約850地域と連携して地域の支援情報を提供している。

・現在鳥取専用ブースがなく、担当者が数県を掛け持ちして対応している状況である。

「I」Uターン6千人・とっとり暮らし推進チーム 第1回会議の開催結果について

平成28年5月31日
とっとり暮らし支援課

鳥取県元気づくり総合戦略の基本目標「I」Uターン6千人」を推進するため、「I」Uターン6千人・とっとり暮らし推進チーム」第1回会議を開催しました。

今後は、チーム会議のほか、新たに設けた市町村を交えてのワーキング会議などを活用し、移住施策の強化に向けた検討を行います。

- 1 日 時 平成28年4月25日（月）午後3時から4時まで
- 2 場 所 県庁第4応接室
- 3 出席者 副知事（チーム長）、関係部局（元気づくり総本部、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部）、県外本部、総合事務所、教育委員会事務局
- 4 議 題 平成28年度における各部局の取組の進捗状況と今後の取組方針について

5 会議の概要

(1) 情報発信の強化

- ・鳥取の豊かさを伝えるためには、実際に移住した人の体験談などが訴求力がある。
- ・県外学生のUターン促進のため、大学1～2年生や、高校生など早いうちから県内企業の情報等を提供していくことが必要である。
- ・出身大学の先輩から直接話を聞ける場の提供が効果的である。「来んさいな住んでみないやとっとり」県民会議の企業などにも協力いただけると良い。
- ・新卒者、子育て世帯、高齢者など、対象者に応じた情報提供が必要である。

(2) 体制整備（受け皿づくり）の推進

- ・移住者受入れのためには職と住をセットで提供していくことが大切だが、住居の確保を進めることが必要である。
- ・シェアハウスでの移住受入れも可能性がある。地元と一緒にあったシェアハウスのプランづくりが必要である。
- ・地域での受入れの取組について、成功事例を発信していくことも重要である。

6 ワーキング会議の設置

特に重点的に取り組む必要がある課題に対し、以下のワーキング会議を立ち上げ、検討を開始しました。

(1) 若者の定住対策検討ワーキング

第1回会議を平成28年5月13日に開催し、20代前半を中心とした社会減の解消に向け、県内学生の県内就職促進と県外大学新卒者等への積極的なUターンの働きかけの両面で検討、取組を強化することとしました。

【会議メンバー】元気づくり総本部、地域振興部（教育・学術振興課）、商工労働部（雇用人材局）、教育委員会事務局

(2) 移住者受入れのための空き家利活用ワーキング

第1回会議を平成28年5月18日に開催し、移住者の住まいとして提供できる空き家の確保を推進するため、空き家を利活用する際の現状・課題等について意見交換、検討を行いました。

【会議メンバー】県（とっとり暮らし支援課、住まいまちづくり課、各総合事務所）、市町村、（公社）鳥取県宅地建物取引業協会、（公財）ふるさと鳥取県定住機構

魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム 第1回会議の開催結果について

平成28年5月31日
とっとり暮らし支援課
住まいまちづくり課

鳥取県の中山間地域の振興と、まちなかの賑わいづくりを推進するため、部局横断的に検討する「魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム」を設け、第1回会議を開催しました。

今後は、現地調査を実施するとともに、個別具体の取組を支援するためのワーキング会議を設けて、課題の整理や対策の検討を進めます。

1 日 時 平成28年5月20日（金）午前10時から11時まで

2 場 所 県庁第4応接室

3 出席者 統轄監（チーム長）、関係部局（元気づくり総本部、危機管理局、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部）、総合事務所

4 議 題

小さな拠点の取組を中心とした中山間地域の振興や空き家・空き店舗の利活用等によるまちなか賑わいづくりに係る現状と課題の情報共有及び取組の方向性について

5 概 要

(1) 中山間地域振興関係

- ・小さな拠点には道の駅を拠点としたものや、旧小学校を活用したものなど、様々なスタイルがあり、この取組を進めることで中山間対策となる。
- ・中山間地域の対策としてキーとなるのは健康づくりであり、「まちの保健室」の全県展開や江府町の「看護の宅配便」などの取組を進めたい。

(2) まちなか賑わいづくり関係

- ・学校法人による学生向けシェアハウス整備の動きや、商工会議所を中心としたゲストハウス設置の動きなど、空き家や空き店舗を利活用したシェアハウス等の整備に対する期待が大きい。
- ・シェアハウス等の成功事例を集約・発信するとともに、市町村と連携して活用可能な空き家を掘り起こすなど、シェアハウスの取組を拡大してはどうか。
- ・地域活性化策として、地区単位で空き家を活用する取組を検討する時期であり、モデルづくりを進めたい。

6 ワーキング会議の設置

＜シェアハウスを活用した移住定住・まちなかの賑わいづくりワーキンググループ＞

【設置目的】若者をターゲットとしたシェアハウスの取組は移住定住やまちなかの賑わいづくりに資する有効なツールであることから、シェアハウスの取組を推進し、移住定住やまちなかの賑わいづくりを進めるためのワーキンググループを設置する。（第1回：平成28年5月31日）

【メンバー】住まいまちづくり課、とっとり暮らし支援課、各総合事務所

【活動内容】市町村や民間関係団体（県建築士会、県宅建協会）等と連携し、具体的な取組への伴走支援を行うとともに、取組拡大に向けた課題整理・施策検討を行う。

（主な取組内容）

- ・成功事例の集約・発信、シェアハウスに適した空き家・空き店舗の集約・発信
- ・建築士・宅建業者等専門家による、所有者・事業者等関係者間のコーディネート
- ・地域主体による計画策定及び整備への支援 等

＜シェアハウス＞

- ・1つの住宅を複数人が共同で使用する利用形態。
- ・岩美町が移住者向けに整備し、平成28年3月に行われた内覧会では県内外から多数の方が来訪するなど、移住定住の促進やまちなかの賑わいづくりの手法として期待されている。
- ・空き家の利活用を促進するために平成28年4月から、規制緩和を実施した。（既存の住宅をシェアハウスとして利活用する場合における建築基準法上の取扱について、一定の要件を満たす場合には「住宅」と取り扱うことができる。）

とっどりの元気づくり会議（第3回）の開催結果について

平成28年5月31日

参画協働課

平成27年11月に立ち上げた「とっどりの元気づくり会議」では、今年度は、東・中・西部ごとに地域づくり団体等が連携したプロジェクトチームを設置し、「豊かな自然」や「人々の絆」、「幸せを感じる時間」といった鳥取県の強みを活かしたプロジェクトを実践することとしています。

この度、公益財団法人とっどり県民活動活性化センターと共催で「とっどりの元気づくり東・中・西部会議」を開催し、プロジェクトテーマや具体的なプロジェクトの内容について議論を行うなど、本格的にプロジェクトを進めています。

これらのプロジェクトは、日本財団の「鳥取助成プログラム」を活用し、県民総参加のムーブメント「トットリズム県民運動」へとつなげていくこととしています。

1 東部会議

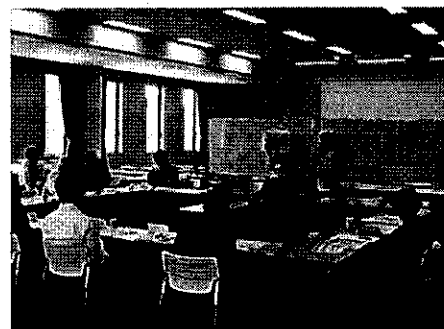
- (1) 開催日 平成28年4月27日(水)
- (2) 参加者 特定非営利活動法人、地域づくり団体など、31名
- (3) テーマ 県東部の自然の魅力を活かした自然体験の普及促進
- (4) 参加者からの主な意見
 - ・東部の自然を活かして、山(智頭)と海(岩美)が連携した体験プログラムを考えられないか。
 - ・子供だけでなくシニア層まで広げた自然体験プログラムを作りたい。
 - ・多様な団体と連携した情報発信により、自然体験の利用者層の拡大が期待できる。



〔東部会議の様子〕

2 中部会議

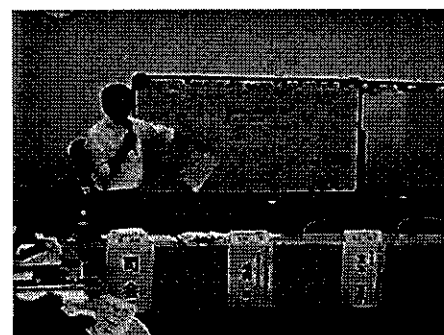
- (1) 開催日 平成28年5月20日(金)
- (2) 参加者 特定非営利活動法人、地域づくり団体など、14名
- (3) テーマ 人が集う拠点がつなぐまちづくり
～移住者や地域住民が互いに支え合うコミュニティからの発信～
- (4) 参加者からの主な意見
 - ・中部は、市町の行政区域を越えて、海や山、食、伝統文化などの情報をつないでいくことが必要である。
 - ・地元コミュニティや市民生活に触れる機会を提供することによって誘客を促したい。



〔中部会議の様子〕

3 西部会議

- (1) 開催日 平成28年5月19日(木)
- (2) 参加者 特定非営利活動法人、地域づくり団体など、31名
- (3) テーマ 県西部の自然、歴史、文化を活かした地域づくり
～NPO、企業、自治組織等の強みを活かして～
- (4) 参加者からの主な意見
 - ・西部全体を花回廊として、訪れる人が四季折々の花を楽しむエリアにしたい。
 - ・大山や中海などの観光地だけでなく、里山のくらしや自然を発信していきたい。
 - ・日野では地域をつないだ情報発信を行っているが、この取組を西部圏域に広げていきたい。



〔西部会議の様子〕

4 今後の展開

プロジェクトチームにより、複数の地域づくり団体が連携して具体的な事業を企画・実践するとともに、参加団体の事業を含めて、情報発信していく。

〔参考〕とっとりの元気づくり会議

県内の活動団体が互いに活動の内容、ノウハウ及び活動上の課題等を共有、意見交換するネットワークを構築し、地域課題の解決や地域活性化に向けた具体的な取組を実践することで、今後のとっとりの元気づくりにつなげる。

＜平成27年度の取組＞

- 第1回東・中・西部会議（10月） とっとりの元気づくりに向けた意見交換
- 全体会議（11月25日） 元気づくり会議の立ち上げ宣言、ワークショップ、など
- 第2回東・中・西部会議（2月） 平成28年度に各団体が連携して取り組むテーマの検討

第4次鳥取県男女共同参画計画（素案）について

平成28年5月31日

女性活躍推進課

とっとり元気づくり推進本部に設置された「輝く女性活躍推進チーム」の庁内における推進体制として位置付ける「鳥取県男女共同参画行政推進会議」を開催し、第4次鳥取県男女共同参画計画（素案）を取りまとめました。

今後、関係部局及び鳥取県男女共同参画審議会において検討を進めるとともに、パブリックコメントを実施し、9月定例県議会へ提案する予定です。

1 計画（素案）の検討経過

- ・平成28年3月 鳥取県男女共同参画審議会へ諮問
- ・平成28年3月～ 鳥取県男女共同参画審議会（3月29日、4月28日、5月27日）
- ・平成28年4月～ 男女共同参画キャラバン隊の実施
- ・平成28年5月 鳥取県男女共同参画行政推進会議（5月20日）
〈今後のスケジュール〉
- ・平成28年6月～ パブリックコメントの実施
- ・平成28年7月 鳥取県男女共同参画審議会
- ・平成28年9月 9月定例県議会へ附議

2 第4次鳥取県男女共同参画計画（素案）の概要

(1) 計画の特徴

- 女性活躍の推進を計画の重要な要素として、冒頭の重点目標1に「働く場における女性の活躍促進」を位置付けた。
- 新たに「性的マイノリティに関する理解促進」を基本的施策の方向の1つに掲げた。
- 具体の取組として、長時間労働等の働き方の見直し、企業における管理的地位に占める女性割合「2020年25%（30%）」に向けた取組加速化、介護離職の防止、ひとり親家庭への支援や子どもの貧困対策の推進などを進めていく。

(2) 計画の期間

平成28年度（平成28年11月）から平成32年度まで

(3) 計画の性格・位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取県男女共同参画条例」に基づく法定計画である。
- 県政の様々な分野における計画との連携を図り、本県における男女共同参画社会の実現に向けた施策を一体的に推進する。

(4) 計画の体系

国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、3つの基本テーマと6つの重点目標を設定する。

目指す姿 互いに認め合い、共に支え合い、誰もが活躍できる元気な鳥取県

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標	施策の基本的方向(主な取組)
1 働く場における女性の活躍推進	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 > 長時間労働等の見直し、多様な働き方の推進 > 子育て・介護支援の充実(介護離職の防止)、男性の家庭参画促進 (2)男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり > 管理的地位に占める女性割合 2020年25%(30%)に向けた取組 > 女性の就労、再就職、起業支援 > 非正規から正規への転換、各種ハラスメント対策 (3)農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進
2 地域・社会活動における女性の活躍推進	(1)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (2)地域活動における男女共同参画の推進 > 自治会などにおける女性の参画 (3)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進 > 地域の防災や消防活動への女性の参画 (4)地域の政策決定過程における女性の参画の推進 > 議会、審議会などへの女性の参画

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標	施策の基本的方向
3 生涯を通じた男女の健康支援	(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2)妊娠・出産等に関する支援 > 安心して妊娠・出産するための環境整備、不妊治療への支援等 (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進
4 誰もが安心して暮らせる環境整備	(1)高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2)障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3)外国人が暮らしやすい環境の整備 (4)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 > ひとり親家庭への支援、子どもの貧困対策 (5)性的マイノリティに関する理解促進
5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない社会づくり > DV、デートDV、ストーカー、性暴力、児童虐待等への対策 (2)安心して相談できる体制づくり (3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標	施策の基本的方向
6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2)子どもの頃からの男女共同参画の推進 > 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育、進路指導の推進 (3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4)男性の男女共同参画への理解促進 (5)国際的視点に立った男女共同参画の推進

(5) 具体的施策（主な取組内容）

重点目標1 働く場における女性の活躍推進

- ◇管理的地位に占める女性割合「2020年25%（30%）」の達成に向け、「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録や一般事業主行動計画の策定など企業の取組を促進します。
- ◇ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、イクボス宣言企業に対して「イクボスバッジ」を配布するなど、「イクボス」の普及拡大を進めます。
- ◇待機児の解消に向け、放課後児童クラブの設置や保育所等への支援を行います。
- ◇介護離職防止に向け、働く介護家族等が基本的な介護スキルを学べる環境整備や介護サービスの情報提供等を行います。
- ◇起業について、意識啓発・きっかけ作りの場としてのフォーラム開催から、先輩起業家による伴走支援や事業プラン発表会まで一貫した起業促進の取組を市町村等と連携しながら進めます。
- ◇非正規社員の正社員への転換を促進させ、正規雇用の拡大を促進します。
- ◇農林水産業における女性の経営参画に向けた意識啓発、経営参画に必要な知識・技術習得のための研修会を開催や資格取得を支援します。

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

- ◇自治会やPTAなど地域で物事を決める場面への女性の参画を推進します。
- ◇防災会議や消防団等の防災・災害復興分野への女性参画を推進します。
- ◇県審議会等への女性の参画を推進します。

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

- ◇とっとり版ネウボラとして、妊娠期からの切れ目のない相談支援の拠点整備を進めます。
- ◇不妊治療に対する支援、性感染症や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ◇男女の性差を踏まえた健康相談やがん検診の受診啓発等に取り組みます。

重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

- ◇高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備に努めます。
- ◇ひとり親家庭への総合的な支援や子どもの貧困対策の総合的な推進など生活上困難な状況に置かれている人への支援を進めます。
- ◇性的マイノリティに対する学校や職場における教育、啓発を推進します。

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- ◇DV、デートDV、性暴力、ストーカー行為や子どもの虐待等の未然防止に向け、予防教育・啓発を推進します。
- ◇性暴力被害者の相談窓口の設置など安心して相談できる体制づくりを進めます。

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

- ◇男女共同参画の理解促進に向け、各種媒体による広報や男女共同参画センターによる出前講座等、様々な機会を通じた啓発活動を実施します。
- ◇男女共同参画の視点に立った学校教育の充実、キャリア教育等を推進します。
- ◇男性の家庭・地域活動への参画を促進します。

(6) 数値目標 (主な指標)

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり (重点目標1~2)

項目		現状値	目標値
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 (10人以上)			
	係長相当職に占める女性の割合	25.4% (H27)	30% (H32)
	課長相当職に占める女性の割合	17.4% (H27)	20% (H32)
	部長相当職に占める女性の割合	12.8% (H27)	15% (H32)
県の係長級以上 (管理的地位) に占める女性の割合		28.2% (H27)	32%以上 (H32)
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数		41社 (H27)	300社 (H32)
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率		20.5% (H27)	85% (H32)
男性の育児休業取得率	民間企業	2.7% (H26)	15%以上 (H29)
	県職員	5.7% (H26)	15%以上 (H32)
年度中途の保育所等の待機児童数		56人 (H27.10)	解消を目指す (H31)
放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数		91人 (H27.5)	解消を目指す (H31)
家族経営協定締結農家数		281組 (H26)	318組 (H32)
自治会長における女性の割合		3.2% (H27)	10% (H32)

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり (重点目標3~5)

項目	現状	目標 (年度)
がん検診受診率	子宮がん: 31.0% 乳がん: 29.6%	子宮がん: 50%以上 乳がん: 50%以上
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	13市町村 (H27)	19市町村 (H31)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	0箇所 (H27)	1箇所 (H32)

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり (重点目標6)

項目	現状	目標 (年度)
男女共同参画を知っている県民の割合	58.9% (H26)	100% (H31)
男性は外で働き、女性は家庭を守るという考え方について反対する割合	36.6% (H26)	過半数以上 (H31)

